

# トラック物流問題解決に向けた オンライン説明会

---

令和8年4月27日(月)14:00～16:00

4月の担当:

国土交通省 トラック・物流荷主特別対策室

タイトル	登壇者	時間
1 開会のご案内	• トラック・物流Gメンアシスタント事務局	5分
2 国土交通省からのお知らせ・ ご案内	• 上中理史 国土交通省 トラック・物流荷主特別対策室	5分
3 物流効率化法における特定 荷主等の指定の届出について	• 新井和樹 経済産業省 商務・サービスグループ物流企画室 流通専門官 • 堀田 皓一 国土交通省 物流・自動車局 物流政策課 課長補佐	55分
休憩(10分)		
4 トラック・物流Gメントップが語る 日本の物流の未来	• 指田徹 国土交通省 物流・自動車局 貨物流通事業課長 (トラック・物流荷主特別対策室長) • 寺山正悟 トラック・物流Gメンアシスタント事務局	40分
5 閉会のご案内	• トラック・物流Gメンアシスタント事務局	5分

# 開会のご案内

本説明会は、以下について、  
制度・支援策の周知と関係者間の理解促進を目的としています。

1

## 物流2024年問題の背景・政策

(ドライバーの残業上限規制や働き方改革等がなぜ必要なのか、背景と実施政策を説明)

2

## 国交省、関係省庁からのトピック

(各省報道発表関係資料から参加者の関心に合う情報を提供)

3

## 参加者の問題意識、取組みについて共有

(参考になる同種事業者の好事例、失敗例も紹介)

4

## 物流効率化に向けた取組み事例紹介

5

## トラック・物流Gメンの活動について

**国土交通省からのお知らせ・ご案内**

**最近のトピック(国土交通省報道発表等)**

NO	掲示日	トピックのタイトル	URL	コード
1	令和8年3月27日	中小物流事業者の労働生産性向上事業費補助金(荷役等の効率化に向けた「標準仕様パレット」の利用促進支援事業)の募集開始について	<a href="https://www.mlit.go.jp/report/press/tokat-su01_hh_000994.html">https://www.mlit.go.jp/report/press/tokat-su01_hh_000994.html</a>	
2	令和8年3月30日	「物流統括管理者(CLO)のあるべき姿に関するワークショップ」提言を策定・公表しました！ ～物流統括管理者(CLO)に期待される姿～	<a href="https://www.mlit.go.jp/report/press/tokat-su01_hh_000995.html">https://www.mlit.go.jp/report/press/tokat-su01_hh_000995.html</a>	
3	令和8年3月31日	「総合物流施策大綱(2026年度～2030年度)」を閣議決定 ～2030年度までの物流革新の「集中改革期間」における輸送力不足の解消に向けて～	<a href="https://www.mlit.go.jp/report/press/tokat-su01_hh_000998.html">https://www.mlit.go.jp/report/press/tokat-su01_hh_000998.html</a>	
4	令和8年4月6日	中小物流事業者の労働生産性向上事業費補助金(共同輸配送や帰り荷確保等のための物流データ連携促進支援事業)の募集開始について	<a href="https://www.mlit.go.jp/report/press/tokat-su01_hh_001000.html">https://www.mlit.go.jp/report/press/tokat-su01_hh_001000.html</a>	
5	令和8年4月6日	「地域の事業者間連携を通じた物流生産性向上推進事業」(補助事業)の一次公募開始 ～共同輸配送、陸・海・空の新モダリティ等の取組を支援します～	<a href="https://www.mlit.go.jp/report/press/tokat-su01_hh_001001.html">https://www.mlit.go.jp/report/press/tokat-su01_hh_001001.html</a>	
6	令和8年4月6日	令和8年度「地域物流脱炭素化促進事業(再生可能エネルギー(太陽光))」(補助事業)の公募開始 ～再生可能エネルギーである太陽光を活用した先進的な取組を支援します～	<a href="https://www.mlit.go.jp/report/press/tokat-su01_hh_001002.html">https://www.mlit.go.jp/report/press/tokat-su01_hh_001002.html</a>	
7	令和8年4月7日	令和8年度「物流効率化推進事業」(補助事業)の募集開始	<a href="https://www.mlit.go.jp/report/press/tokat-su01_hh_000999.html">https://www.mlit.go.jp/report/press/tokat-su01_hh_000999.html</a>	
8	令和8年4月13日	「物流負荷の低減に向けた多様・柔軟な受取・注文方法の普及促進事業」(補助事業)の公募開始	<a href="https://www.mlit.go.jp/report/press/tokat-su01_hh_001003.html">https://www.mlit.go.jp/report/press/tokat-su01_hh_001003.html</a>	
9	令和8年4月14日	「ラストマイル配送効率化促進事業」(補助事業)の公募開始 ～ラストマイル配送の持続可能な提供に関する取組を支援します～	<a href="https://www.mlit.go.jp/report/press/tokat-su01_hh_001005.html">https://www.mlit.go.jp/report/press/tokat-su01_hh_001005.html</a>	
10	令和8年4月14日	「デジタル技術を活用した荷主・物流事業者の行動変容促進事業」の募集開始について	<a href="https://www.mlit.go.jp/report/press/tokat-su01_hh_001006.html">https://www.mlit.go.jp/report/press/tokat-su01_hh_001006.html</a>	

# No.1、4 中小物流事業者の労働生産性向上事業

## 事業目的

- 荷役作業の効率化や積載率の向上等を促すため、荷主・物流事業者等が取り組む「標準仕様パレット」の導入や「物流情報標準ガイドライン」に準拠したデータ連携による共同輸配送や帰り荷確保等を支援。

## 事業概要

### 1. 荷役等の効率化に向けた「標準仕様パレット」の利用促進支援事業

- ①「標準仕様パレット」※導入に係る支援（フォークリフト、パレタイザー、ラック等のパレット運用に必要な物流設備の導入・改修費用、現有自社パレットの処分費用等）
- ②「標準仕様パレット」の効果的な活用に係る支援（複数事業者間でのパレットの動態管理のためのタグ・バーコード等の読み取り機器の導入費用等）

【補助上限・補助率】 1件あたり①最大500万円/②最大1,000万円（補助率1/2）

※「官民物流標準化懇談会 パレット標準化推進分科会 最終とりまとめ」(令和6年6月公表)で整理された平面サイズ1,100mm×1,100mm、レンタル方式等の規格・運用をいう。

「標準仕様パレット」の導入促進



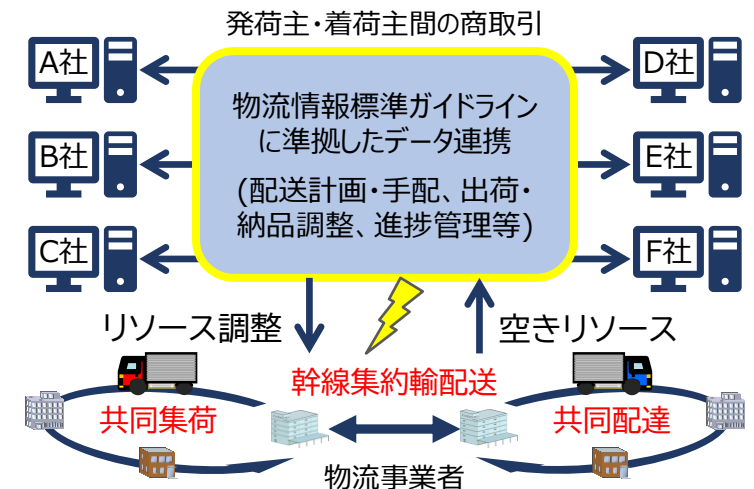
### 2. 共同輸配送や帰り荷確保等のための物流データ連携促進支援事業

- ・複数の荷主・物流事業者等で構成される協議会に対し、物流データの標準形式を定めた「物流情報標準ガイドライン」※に準拠したデータ連携を通じて共同輸配送や帰り荷確保、配車・運行管理の高度化等に取り組む場合のシステム構築・改修等を支援。

※「物流情報標準ガイドライン」に準拠したデータ形式の例

- ①住所の表記は、'東京都千代田区霞が関2-1-3'、'東京都千代田区霞が関二丁目一番三号'等ではなく、郵便番号コードに則った形式（'10000132-1-3'）で記載
  - ②配達予定日の表記は、'YY/MM/DD'等ではなく、'YYYYMMDD'で記載
  - ③数量の表記は、'個数'や'個数単位コード'を併せて記載（例：500ケース → '500' + 'CS'）
- システム開発や維持コストの最小化、ビッグデータ化を通じた物流の最適化等の実現にも寄与

【補助上限・補助率】 1件あたり最大4,000万円程度（補助率1/2）



令和7年12月～令和8年1月に、有識者等の参加による「**物流統括管理者(CLO)のあるべき姿に関するワークショップ**」を開催し、**今後の物流統括管理者(CLO)に期待される姿**について検討を行い、提言としてとりまとめました。

## ■ 「物流統括管理者 (Chief Logistics Officer) 」とは

- 「**経営戦略の視点から物流を統括管理し、物流全体の最適化を図ることで企業価値の向上と社会的課題の解決に貢献する人物**」を、本提言における「**物流統括管理者(CLO)**」として定義。
- 物流統括管理者(CLO)は、**法令上の職責**を果たすことに加え、**社会的課題への対応も含めて物流に関係する企業活動全体を改革**することが期待される。

## ■ 法令における「物流統括管理者」の管理範囲

1. **中長期計画の作成、定期報告の作成、報告徴収への対応**
2. **トラックドライバーの負荷低減と輸送される物資のトラックへの過度の集中を是正するための事業運営方針の作成と事業管理体制の整備**
3. **トラック運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化**（以下「**効率化**」という。）のための開発、生産、流通、販売、調達、在庫管理その他の貨物の運送又は受渡しに係る業務に係る**各部門間の連携体制の構築及び効率化に関する従業員の意識の向上**
4. **特定荷主が管理する施設における効率化**に関する情報処理システムその他の設備の維持及び新設、改造又は撤去並びに物資の流通に係る器具、設備、データ等の**標準化に関する計画の作成、実施及び評価**
5. 効率化に向けた**取引先その他の関係者との連携及び調整**

※ 物流統括管理者の選任基準：特定荷主（特定連鎖化事業者）が行う事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある者をもって充てる

## ■ 「物流統括管理者(CLO)」に期待される事項

### ① 物資の流通の効率化に関する法律への対応

- **中長期計画の作成、物流効率化の運営方針や管理体制の整備**といった業務の**統括管理** 等

### ② 物流全体の最適化

- **物流の諸機能**(輸送、保管、包装、荷役、流通加工、情報管理)の**統合**
- 関係する**社内各部門**(開発、生産、流通、販売、調達、在庫管理など)、**社外各企業**(取引先、物流事業者、同業他社など)との**連携・調整**
- 労働力確保、環境保全、防災・危機管理といった**持続性確保** 等

### ③ 物流を通じた企業価値の向上

- **企業活動全体に関わる物流**という視点からの、**企業価値の向上**や**財務状況改善への寄与**
- 物流を通じた**ブランド価値の創出**や**顧客満足度の向上**への貢献 等

### ④ 社会的課題への対応

- **トラックドライバー不足**への対応
- 企業の社会的責任として、地球温暖化対策などの**環境保全**、**安全対策をはじめとした社会的課題への適切な対応** 等

## ■ 物流統括管理者 (CLO) に期待される役割、知識・知見、体制整備、社内外との連携、人材育成

### 期待される役割

- ① **物流全体の最適化に係る計画及び実行の統括管理** → **必須かつ最も重要な役割**
- ② **社内**での連携・調整
- ③ **社外**との連携・調整
- ④ **ハード・ソフト両面における事業推進・調整**
- ⑤ **体制構築・意識啓発・人材マネジメント** 等



### 求められる知識・知見

- **経営者視点での物流戦略構築・判断能力**
  - 社内外との**パートナーシップ構築能力**
  - **物流領域以外も含めた幅広い知識・知見**
  - **組織マネジメント・人材確保**に必要な知識・知見
  - **グローバルサプライチェーン**に関する知識・知見 等
- **企業経営全体を俯瞰した判断や調整を行う者であり、ゼネラリストとしての能力が強く求められる。**

### キャリアパス・人材確保のイメージ

- ① 物流業務を中心とした**スペシャリスト**としてのキャリアパス
- ② 物流以外の関連業務を含む**ゼネラリスト**としてのキャリアパス
- ③ **外部人材**の登用

どのようなキャリアパスを選択するかは**各事業者の特性や経営方針、経営戦略**等によって適切に判断

### CLO人材の育成プロセス (例)

- ① **期待する役割等**の設定
- ② **育成方針**の設定
- ③ プログラムの**実施、習得**
- ④ 期待する**役割等**の発信
- ⑤ **キャリアプラン**の設計・評価

人材育成においては、特に**外部の知識・経験**を取り込む観点から、**外部講師**や**外部プログラム**を積極的に活用

上記の役割や知識・知見について、**物流統括管理者(CLO)自身がすべてを備えている必要はなく**、必要な知識・知見は**チームとして補完**することが適切である。特に**以下のような人材や組織と連携**し、業務を推進することが求められる。

- 1 各分野に精通した人材**（オペレーション、事業戦略・業務企画、関連技術（情報システムやデジタル化・DX等）、ガバナンス・コンプライアンス等の分野に精通した人材）による**チーム体制の構築**
- 2 社内の各部門**（開発、生産、流通、販売、調達、マーケティング、システム・DX、財務、法務、人事等）との**連携**
- 3 社外の関係者**（取引先、同業他社、3PL・物流事業者・情報系企業、異業種 等）との**連携**

- **物流**を単なるコストではなく、**新たな価値を創造するサービス**として捉え直し、**より上質で魅力ある産業へと転換**させるため、**次期「総合物流施策大綱」**を策定。

### 我が国の社会経済全体が直面する現状・課題

- 本格化する**人口減少**や**担い手不足**
- 社会全体の**デジタル化**や**イノベーション**
- **気候変動問題**や**カーボンニュートラル**
- **国際競争力の低下**や**不確実性が高まる国際情勢**
- **大規模自然災害**や**インフラの老朽化**

### 物流を取り巻く現状・課題

- 「物流革新に向けた**政策パッケージ**」等に基づく**官民での取組の成果**により、**2024年度の約14%の輸送力不足**を概ね克服し、**2024年度を越えても物流の機能を維持**
- 一方で、2030年度までの**物流革新の「集中改革期間」**において、今後、**担い手不足が深刻化**する中で、**必要な物流の機能を維持するための施策の具体化・深度化**が必要

### 今後の物流政策の方向性

- 2030年度までの**物流革新の「集中改革期間」**において、従来にない対策を抜本的かつ計画的に講じることにより、**将来にわたって物流の持続可能性を確保**していくとともに、**我が国の成長エンジン**や**公共性の高いサービス**としての**物流のポテンシャルを最大限に引き出す**ことが求められる。
- こうした認識の下、**次期「物流大綱」**が**目指すべき今後の物流政策**を、下記の**5つの観点に分類**し、国のみならず、物流事業者、発着荷主、一般消費者をはじめとした**物流に携わるすべての関係者が一致団結**して、**物流の未来を切り拓く更なる飛躍の5年間**となるよう、**責任と覚悟**を持って、**一気呵成**に施策を推進。
  - ① **サービスの供給制約**に対応するための**徹底的な物流効率化**
  - ② **物流全体の最適化**に向けた**商慣行の見直し**や**荷主・消費者の行動変容**、**産業構造の転換**
  - ③ **持続可能な物流サービスの提供**に向けた**物流人材の地位・能力の向上**と**労働環境の改善**
  - ④ **物流に携わる多様な関係者の連携・協力**による**物流標準化**と**物流DX・GX**の推進
  - ⑤ **厳しさを増す国際情勢**や**自然災害等**に対応した**サプライチェーンの高度化・強靱化**

## 今後取り組むべき施策

1



## サービスの供給制約に対応するための徹底的な物流効率化

- ・ **物流ネットワークの自動化・省人化**の推進（自動運転トラック、自動物流道路など）
- ・ 効果的な物流体系の構築に向けた**インフラ整備**や**新モーダルシフト**等の推進
- ・ 地域の**ラストマイル配送等の持続可能な提供**の維持・確保

2



## 物流全体の最適化に向けた商慣行の見直しや荷主・消費者の行動変容、産業構造の転換

- ・ 改正物流法等を通じた**荷主・物流事業者・消費者等の連携・協力**の強化
- ・ 適正な運賃収受等に向けた**価格転嫁の円滑化と取引環境の適正化**の推進
- ・ トラック適正化2法等を通じた**トラック運送業界全体の構造転換**の推進

3



## 持続可能な物流サービスの提供に向けた物流人材の地位・能力の向上と労働環境の改善

- ・ トラック・倉庫・鉄道・船舶・港湾・航空等の**物流人材の確保・育成、労働環境の改善、生産性向上**の推進
- ・ **トラックドライバーの休憩環境**の改善 ・ **輸送の安全確保**に向けた対策 等

4



## 物流に携わる多様な関係者の連携・協力による物流標準化と物流DX・GXの推進

- ・ フィジカルインターネットの実現を見据えた**物流標準化・デジタル化**の推進
- ・ 持続可能な地球環境やカーボンニュートラルの実現に向けた**サプライチェーン全体の脱炭素化**の推進

5



## 厳しさを増す国際情勢や自然災害等に対応したサプライチェーンの高度化・強靱化

- ・ サプライチェーンの高度化を通じた**我が国の物流の国際競争力強化**の実現（港湾・航空ロジスティクスの強化など）
- ・ 我が国の物流システムにおける**経済安全保障**や**サイバーセキュリティ**等の確保
- ・ 大規模自然災害等に備えた**物流ネットワークの強靱化**

## 事業目的

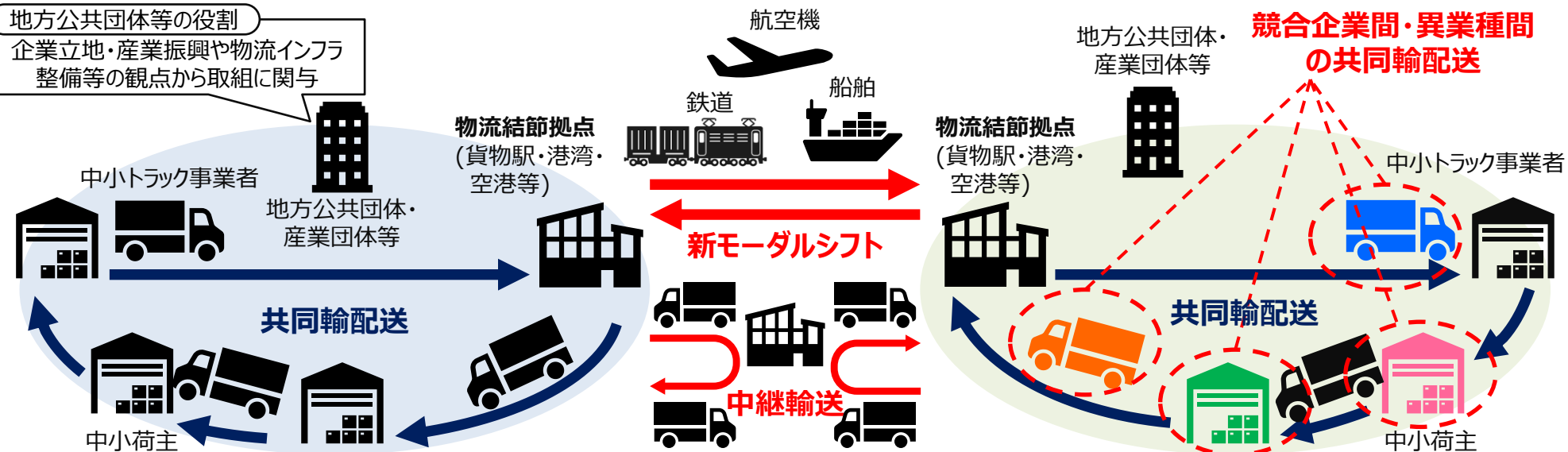
- **地域の中小荷主・トラック事業者等の事業者間連携を通じた物流生産性向上**に向けて、**競合企業間・異業種間の共同輸配送**、**陸・海・空の新モーダルシフト**、**中継輸送**等の**取組の検討**や**資機材等の導入**などを支援。

## 事業概要

- 2024年4月からの**トラックドライバーに対する時間外労働の上限規制**や**改正改善基準告示の適用**により、**長距離ドライバーの担い手不足が深刻化**する中で、特に**地方部**において**地場の工業製品や農林水産物の輸送が困難となる事態に対応**するとともに、2028年に予定されている**トラック適正化2法の施行**を見据えた**中小トラック事業者の経営体質の改善**が急務。
- これらの事態に対応するため、**地域の中小荷主・トラック事業者等の事業者間連携を通じた物流生産性向上**に向けた**競合企業間・異業種間の共同輸配送**、**陸・海・空の新モーダルシフト**、**中継輸送**等の**取組の検討**や**資機材等の導入**などを支援。

### 地方公共団体等の役割

企業立地・産業振興や物流インフラ整備等の観点から取組に関与



## 補助対象・補助率等

- 補助対象：地域の産業団体・経済団体や中小荷主・トラック事業者、地方公共団体（任意）等が参画した協議会
- 補助率等：1 協議会当たり最大0.75億円（検討経費：最大0.25億円(定額) + 事業費：最大0.5億円(補助率1/2等)）

## 事業目的

- **地域物流の脱炭素化**に向けて、再生可能エネルギーである**太陽光**、次世代エネルギーである**水素・バイオマス**等を活用した**先進的な取組**を行う際の**充電・充填・精製装置の整備・改修**や**資機材の導入**等を支援。

## 事業概要

- 地域の集配拠点、倉庫、トラックターミナル等の**物流施設等**において、**太陽光発電**、**水素燃料電池**、**バイオディーゼル燃料**等を活用した**トラックや荷役機械**とこれらの動力となるエネルギーの**発電・製造・精製装置**等を一体的に導入する**先進的な取組**を支援。

## ①太陽光エネルギー

・投資余力の乏しい**中小トラック事業者**における**EV車両の導入・転換**に資するよう、**下請事業者を含めた地域の配送網全体で活用する拠点の整備**等を重点支援。



EVトラック



EVフォークリフト



充電スタンド・蓄電池

## ②水素エネルギー

・現時点では価格が高い**水素エネルギーの需要の創出**に資するよう、**地域配送での水素の活用**に向けた**水素の製造拠点等と連携した拠点の整備**等を重点支援。



FCVトラック



FCフォークリフト



冷媒製造装置

## ③バイオマスエネルギー等

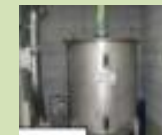
・バイオディーゼル燃料の原料となる**廃食用油の回収ルートの確保**に資するよう、**食品小売業者等と連携した静脈物流の拠点の整備**等を重点支援。



バイオディーゼルトラック



製造設備



貯蔵タンク

## 補助率・補助対象等

## 【補助率】

1 / 2 以内

## 【補助対象施設】

- ・営業倉庫
- ・貨物(利用)運送事業者の集配施設等

## 【補助対象者】

- ・倉庫事業者 ・貨物運送事業者 ・貨物利用運送事業者 ・トラックターミナル事業者等

## 【補助対象設備等】

- ・①再エネ利用関連設備(EVトラック、EVフォークリフト、EV充電設備、太陽光パネル等)
- ・②水素利用関連設備(FCVトラック、FCフォークリフト、水素スタンド等)
- ・③バイオディーゼル燃料利用関連設備(バイオディーゼル燃料車、精製設備、貯蔵設備等)
- ・①、②、③の導入と一体的に行う先進的な取組に必要な設備・機器类等

## 【補助要件】

- ・再エネ：①EVトラック、EVフォークリフト等と②再エネ電力の購入又は再エネ発電設備(新設)、大容量蓄電池、充電設備等を一体的に導入する取組であること
- ・水素：①FCVトラック、FCフォークリフト等と②グリーン水素の購入又は水素の製造・貯蔵のための装置・機器類や水素スタンド等を一体的に導入する取組であること
- ・バイオ：①バイオディーゼル燃料車等と②バイオ燃料の精製・貯蔵のための装置・機器類やバイオ燃料スタンド等を一体的に導入する取組であること

## 事業目的

- **物流分野の労働力不足に対応**するとともに、**温室効果ガスの排出量を削減しカーボンニュートラルを推進**するため、物流効率化法の枠組みの下、**荷主・物流事業者を中心とする多様な関係者と連携したモーダルシフト等**を推進。

## 事業内容

- モーダルシフト等の物流効率化の取組について、①物流効率化法に基づく「**総合効率化計画**」の**策定経費**（協議会の開催等）や、②「**認定総合効率化計画**」に基づくモーダルシフトやトラック輸送の効率化（幹線輸送の集約化、中継輸送、共同配送、貨客混載等）に関する**事業の初年度の運行経費**に対して支援。
- ①、②のうち、**省人化・自動化機器の導入等の計画策定**や**実際に当該機器を用いた運行**には、**補助額上限の引上げ等**を実施。

### 実施に向けた主な流れ

- 協議会の立上げ
  - ・物流事業者、荷主等の関係者による物流効率化に向けた意思共有
- 協議会の開催
  - ・関係者の参集、輸送条件に係る情報やモーダルシフト等の実現に向けた課題の共有及び調整、CO<sub>2</sub>排出量削減効果の試算 等
- 総合効率化計画の策定
  - ・協議会の検討結果に基づき、物流総合効率化法に規定する「総合効率化計画」の策定
- 総合効率化計画の認定・実施準備
- 運行開始

### 補助上限・補助率

上限総額 500万円	省人化・自動化機器導入 上限300万円 (補助率：1/2以内)
	計画策定経費補助 上限200万円 (補助率：定額)
上限総額 1,000万円	省人化・自動化機器導入 上限500万円 (補助率：2/3以内)
	運行経費補助 上限500万円 (補助率：1/2以内)

### 省人化・自動化への転換・促進を支援

#### <省人化・自動化機器の導入例>

- ・荷物の保管場所から荷さばき場までの無人搬送車での移動
- ・ピッキングロボットや無人フォークリフトを使用したパレット、コンテナ等への荷物の積付け



無人搬送車



ピッキングロボット



無人フォークリフト

令和7年度補正予算:225百万円

事業目的

- **物流負荷の低減**に向けた**消費者の受取・注文方法の選択肢**を増やすため、**置き配サービスの事業者間連携**、**駅・公共施設等の宅配ロッカーの活用**、**物流に配慮した注文方法の普及促進**等に向けた先進的な取組を支援。

事業概要

- 再配達削減をはじめとする物流負荷の低減を目指し、**置き配サービスの事業者間連携を促す配送データの形式の共通化**や**駅・公共施設等の宅配ロッカーの活用**、**物流に配慮した注文方法の普及促進**等に向けた**調査・効果検証の補助事業**を実施。

置き配サービスの事業者間連携

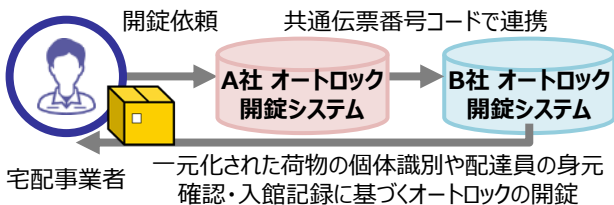
伝票番号等の配送データの形式の共通化

各社の伝票番号の付け方を整理して共通のコード体系を確立



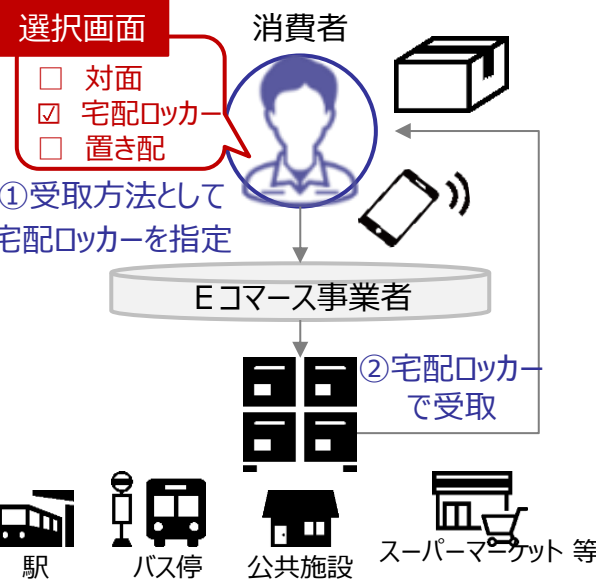
置き配対応型のオートロック開錠システムの連携

共通化された伝票番号のコード体系に基づいてシステム連携を図ることで、置き配に関するセキュリティと利便性を向上



- 調査例
- ・ 共通のコード体系や付番ルール等の検討
  - ・ システム間連携のための共通APIの設計
  - ・ 事業者間連携の効果検証や課題の整理

駅・公共施設等の宅配ロッカーの活用



- 調査例
- ・ 地域に応じた受取方法の選好意識調査
  - ・ 宅配ロッカーの事業者間連携の効果検証
  - ・ 公的主体と連携した効果的な設置の検討

物流に配慮した注文方法の普及促進

商品購入画面

- 物流に優しい1週間便  即日配送



サプライチェーン全体の負荷低減

- 調査例
- ・ 物流に配慮した注文方法を導入した際の消費者の行動変容の進み具合いや物流全体の負担低減効果の調査・検証

- 補助対象: Eコマース事業者 等
- 補助率等: 補助率1/2以内
- 1件当たり最大0.5億円程度

## 事業目的

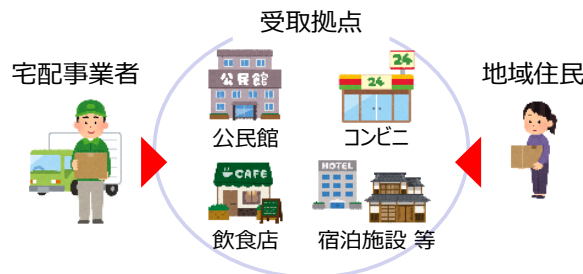
- 物流の小口・多頻度化や人口減少・少子高齢化の進行を踏まえ、**地域の宅配便ドライバーの負担の軽減**を図り、**配送サービスの水準を維持する**とともに、**ラストマイル配送の持続可能な提供**を確保。

## 事業概要

- **荷主・物流事業者・地方自治体等の多様な主体が連携しながら、物流負荷の軽減に向けた受取拠点の整備、貨客混載・共同配送の推進、ドローン等の活用**などを図る先進的な取組を支援する。

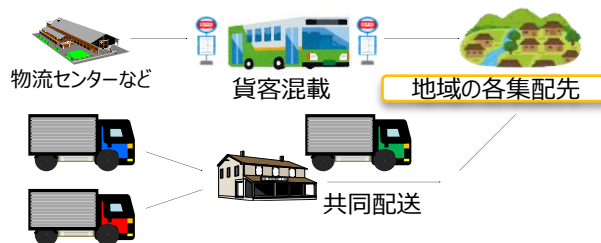
### ① 物流を支える地域の受取拠点の整備

- **地域住民がネットスーパー等の商品を近隣の公民館、飲食店、コンビニ、宿泊施設、郵便局等で受け渡すことができる拠点の整備等**を支援



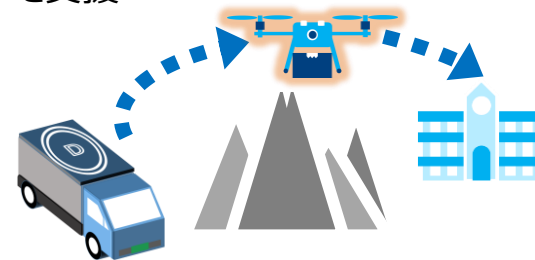
### ② 過疎地域等での貨客混載・共同配送

- **地域の輸送資源を最大限活用するための貨客混載、共同配送等**に取り組む際の**資機材の導入**や**集配拠点の整備等**を支援



### ③ ドローン等の新たな輸送手段の活用

- **共同配送の核となる拠点から相当程度離れたエリアで、トラック輸送を補完する配送手段としてドローン等**を活用する際の**配送拠点の整備等**を支援



地域の宅配便ドライバーの負担の軽減を図り、配送サービスの水準の維持とラストマイル配送の持続可能な提供の確保を実現

## 補助対象・補助率等

- 補助対象：ラストマイル配送の持続可能な提供の確保に取り組む地方自治体、荷主、物流事業者が参画した協議会等
- 補助率等：補助率1/2以内（1件当たり最大2,000万円程度）

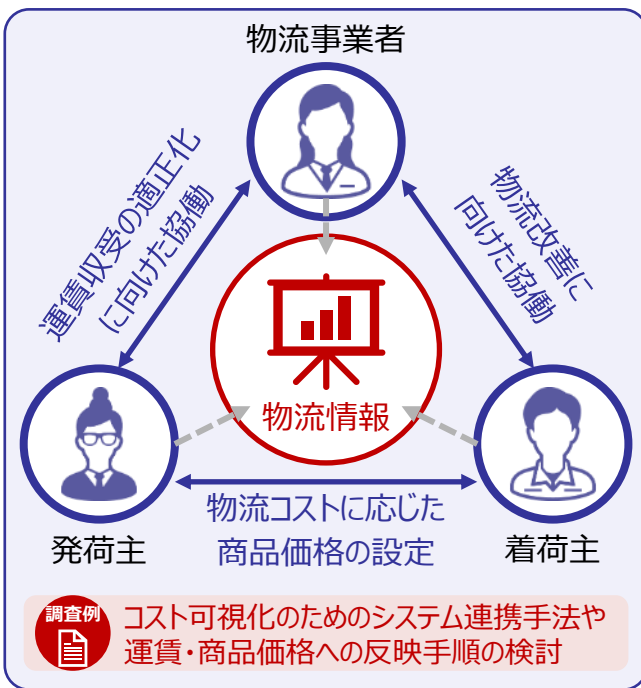
## 事業目的

- **物流統括管理者が主体**となって複数の荷主・物流事業者間のデータの可視化・共有化を進める取組を支援し、**物流コストに応じた運賃・商品価格の設定、物量の平準化、配車・運行計画の最適化**等の物流改善を推進。

## 事業概要

### 物流統括管理者が主体となった 荷主・物流事業者間の協働・協調の取組を推進

物流コストに応じた運賃・商品価格の設定



計画情報の連携による物量の平準化



AI等を活用した配車・運行計画の最適化



## 対象経費・予算額

補助対象：AI等の先端技術を活用した物流改善に取り組む荷主・物流事業者・物流システム事業者等が参画した協議会等

補助率等：1件当たり最大5,000万円程度（定額補助）

# 物流効率化法の概要と 特定荷主の届出について

2026年4月27日

経済産業省 商務・サービスグループ 物流企画室

- 1. 物流効率化法の概要について**
2. 特定荷主の届出について
3. その他参考情報

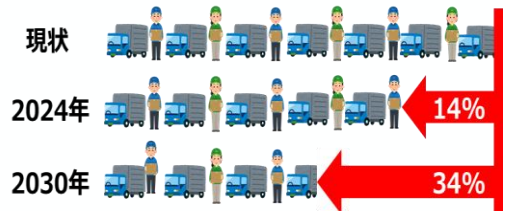
# 「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」の概要

## 背景・必要性

○物流は国民生活・経済を支える社会インフラ。物流産業を魅力ある職場とするため、働き方改革に関する法律が本年4月から適用される一方、物流の停滞が懸念される「**2024年問題**」に直面。

- ・ 何も対策を講じなければ輸送力不足の可能性（右図）。
- ・ 荷主企業、物流事業者（運送・倉庫等）、一般消費者が協力して我が国の物流を支えるための環境整備に向けて、商慣行の見直し、物流の効率化、荷主・消費者の行動変容について、抜本的・総合的な対策が必要。

○軽トラック運送業において、死亡・重傷事故件数は最近6年で倍増。→以下の施策を講じることにより、**物流の持続的成長**を図ることが必要。



## 改正法の概要

### 1. 荷主・物流事業者に対する規制的措置

#### 【流通業務総合効率化法】

○①**荷主**\*1(発荷主・着荷主)、②**物流事業者**(トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫)に対し、物流効率化のために**取り組むべき措置**について努力義務を課し、当該措置について国が**判断基準**を策定。  
\*1元請トラック事業者、利用運送事業者には荷主に協力する努力義務を課す。また、フランチャイズチェーンの本部にも荷主に準ずる義務を課す。

【荷主等が取り組むべき措置の例】<パレットの導入>



バラ積み・バラ降ろしによる非効率な荷役作業



パレットの利用による荷役時間の短縮

○上記①②の者の取組状況について、国が当該判断基準に基づき**指導・助言、調査・公表**を実施。

○一定規模以上の事業者を特定事業者として指定し、**中長期計画の作成**や**定期報告**等を義務付け、中長期計画に基づく取組の実施状況が不十分な場合、**勧告・命令**を実施。

○特定事業者のうち荷主には**物流統括管理者の選任**を義務付け。

※法律の名称を変更。

※鉄道建設・運輸機構の業務に、認定「物流総合効率化事業」の実施に必要な資金の出資を追加。(予算)

### 2. トラック事業者の取引に対する規制的措置

#### 【貨物自動車運送事業法】

○**元請事業者**に対し、実運送事業者の名称等を記載した**実運送体制管理簿の作成**を義務付け。

○**運送契約の締結**等に際して、提供する役務の内容やその対価（附帯業務料、燃料サーチャージ等を含む。）等について記載した**書面による交付**等を義務付け\*2。

○他の事業者の**運送の利用（＝下請に出す行為）の適正化**について努力義務\*3を課すとともに、一定規模以上の事業者に対し、当該適正化に関する**管理規程の作成、責任者の選任**を義務付け。\*2-3 下請関係に入る利用運送事業者にも適用。

### 3. 軽トラック事業者に対する規制的措置

#### 【貨物自動車運送事業法】

○軽トラック事業者に対し、①必要な法令等の知識を担保するための**管理者選任と講習受講**、②国交大臣への**事故報告**を義務付け。

○国交省HPにおける公表対象に、軽トラック事業者に係る事故報告・安全確保命令に関する情報等を追加。

【目標・効果】 物流の持続的成長

【KPI】 施行後3年で（2019年度比）

○荷待ち・荷役時間の削減

年間125時間/人削減

○積載率向上による輸送能力の増加

16パーセント増加

# 【物流効率化法】 荷主・物流事業者に対する規制措置の概要

荷主・物流事業者間の**商慣行を見直し**、荷待ち・荷役時間の削減や積載率の向上等を図る。

## すべての事業者（2025.4～施行）

○**荷主\***（発荷主、着荷主）・**物流事業者**（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、物流効率化のために**取り組むべき措置**について努力義務を課し、当該措置について国が**判断基準**を策定。

\*元請トラック事業者、利用運送事業者には荷主に協力する努力義務を課す。また、フランチャイズチェーンの本部にも荷主に準ずる義務を課す。

○上記取組状況について、国が当該判断基準に基づき**指導・助言、調査・公表**を実施。

## 一定規模以上の事業者（2026.4～施行）

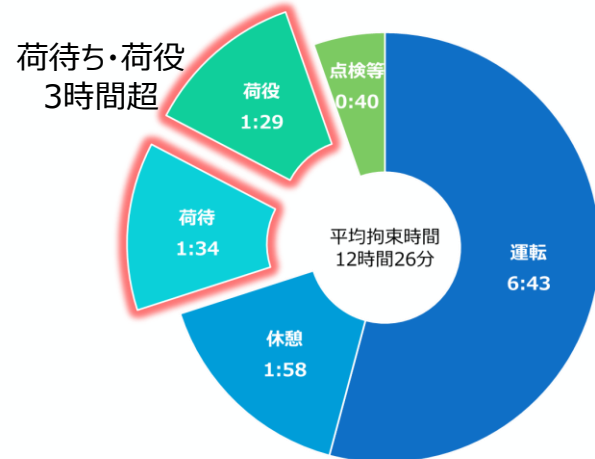
○上記の事業者のうち一定規模以上のものを特定事業者として指定し、**中長期計画の作成**や**定期報告**等を義務付け、中長期計画に基づく取組の実施状況が不十分な場合、**勧告・命令**を実施。

○特定事業者のうち荷主には、**物流統括管理者の選任**を義務付け。

※法律の名称を「物資の流通の効率化に関する法律」に変更。

※鉄道建設・運輸機構の業務に、認定「物流総合効率化事業」の実施に必要な資金の出資を追加。〈予算〉

【荷待ちがある1運行の平均拘束時間と内訳】



【荷主・物流事業者の「取り組むべき措置」「判断基準」】

取り組むべき措置	判断基準（取組の例）
荷待ち時間の短縮	適切な貨物の受取・引渡日時の指示、予約システムの導入 等
荷役等時間の短縮	パレット等の利用、標準化、入出庫の効率化に資する資機材の配置、荷積み・荷卸し施設の改善 等
積載効率の向上等	余裕を持ったリードタイムの設定、運送先の集約 等

【荷主等が取り組むべき措置の例】



バラ積み・バラ降ろしによる非効率な荷役作業

パレット導入



パレットの利用による荷役時間の短縮

<荷主・物流事業者の判断基準等>

- **すべての荷主** (発荷主、着荷主) 、 **連鎖化事業者** (フランチャイズチェーンの本部) 、 **物流事業者** (トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫) に対し、**物流効率化のために取り組むべき措置**について**努力義務**を課し、これらの**取組の例を示した判断基準・解説書**を策定。

① 積載効率の向上等

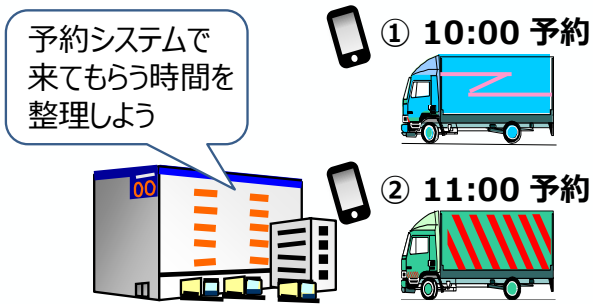
- ・ 複数の荷主の貨物の積合せ、共同配送、帰り荷の確保等のための実態に即したリードタイムの確保や荷主間の連携
- ・ 繁閑差の平準化や納品日の集約等を通じた発送量・納入量の適正化
- ・ 配車システムの導入等を通じた配車・運行計画の最適化等



地域における配送の共同化

② 荷待ち時間の短縮

- ・ トラック予約受付システムの導入や混雑時間を回避した日時指定等による貨物の出荷・納品日時の分散等
- ※ トラック予約受付システムについては、単にシステムを導入するだけでなく、現場の実態を踏まえ実際に荷待ち時間の短縮につながるような効果的な活用を行う



トラック予約受付システムの導入

③ 荷役等時間の短縮

- ・ パレット等の輸送用器具の導入による荷役等の効率化
- ・ 商品を識別するタグの導入や検品・返品水準の合理化等による検品の効率化
- ・ バース等の荷捌き場の適正な確保による荷役作業のための環境整備
- ・ フォークリフトや荷役作業員の適切な配置等によるトラックドライバーの負担軽減と積卸し作業の効率化等



パレットの利用や検品の効率化

<荷主等の取組状況に関する調査・公表>

- 荷主等の判断基準について、**物流事業者を対象として定期的なアンケート調査**を行い、上記①～③の**取組状況の把握**及び結果の**公表**。

<物流に係る事業者等の責務>

- 荷主等に該当しない、施設管理者、商社、ECモール運営事業者、物流マッチングサービス提供事業者など、**運送契約や貨物の受け渡しに直接関係を持たないものの商取引に影響がある者**についても、その**取組方針や事例等**を示すことを検討。

＜特定事業者の指定基準＞

○中長期計画の作成や定期報告等が義務付けられる**一定規模以上の事業者（特定事業者）**について、全体への寄与度がより高いと認められる**大手の事業者が指定**されるよう、それぞれ以下の指定基準値を設定。

**特定荷主・特定連鎖化事業者**

取扱貨物の重量 9万トン以上  
(上位3,200社程度)

**特定倉庫業者**

貨物の保管量 70万トン以上  
(上位70社程度)

**特定貨物自動車運送事業者等**

保有車両台数 150台以上  
(上位790社程度)

＜中長期計画・定期報告の記載内容＞

**中長期計画**

- 作成期間
  - ・ **毎年度提出することを基本**としつつ、計画内容に変更がない限りは5年に1度提出
- 記載内容
  - (1) **実施する措置**
  - (2) 実施する措置の**具体的な内容・目標**等
  - (3) 実施**時期** 等

**定期報告**

- 記載内容
  - (1) 事業者の**判断基準の遵守状況** (チェックリスト形式)
  - (2) 判断基準と**関連した取組に関する状況** (自由記述)
  - (3) **荷待ち時間等**の状況【荷主等】
- 荷待ち時間等の状況の計測方法
  - ・ 取組の実効性の確保を前提として**サンプリング等の手法**を許容
  - ・ 荷待ち時間等が**一定時間以内の場合には報告省略**が可能 等

※荷主・物流事業者等の物流改善の評価・公表については、市場や消費者からの評価につながる仕組みの創設に向けて、改正物効法の枠組みと合わせて具体化。

**＜物流統括管理者（CLO）の業務内容＞** ※CLO：Chief Logistics Officer

○**物流統括管理者**は、ロジスティクスを司るいわゆる**CLOとしての経営管理の視点や役割も期待**されているため、**事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位**にある**役員等の経営幹部から選任**し、以下の業務を統括管理する。

- ・ 中長期計画、定期報告等の作成
- ・ **トラックドライバーの負荷軽減とトラックへの過度な集中を是正**するための**事業運営方針**の作成や**事業管理体制**の整備
- ・ トラックドライバーの運送・荷役等の効率化のための**設備投資、デジタル化、物流標準化**に向けた**事業計画の作成・実施・評価**
- ・ **社内の関係部門**（開発・調達・生産・販売・在庫・物流等）**間の連携体制の構築**や**社内研修の実施** 等

# 今後のスケジュール【想定】

- 2024年5月15日 物流改正法 公布
- 2024年6月～11月 第1回～第4回合同会議（規制的措置の施行に向けた検討・取りまとめ）
- **2024年11月27日** **合同会議取りまとめ**を策定・公表
- 2025年1月・2月・3月 法律の施行①に向けた政省令の公布

- **2025年4月1日** **法律の施行①**
  - 基本方針
  - 荷主・物流事業者等の努力義務・判断基準
  - 判断基準に関する調査・公表 等
- **2025年8月** 法律の施行②に向けた政省令の公布
- **2025年秋頃** **判断基準に関する調査等**の実施

特定事業者の指定に向け  
荷主：取扱貨物重量の把握  
トラック：車両台数の把握  
倉庫：保管量の把握

- **2026年4月1日** **法律の施行②**
  - 特定事業者の指定
  - 中長期計画の提出・定期報告
  - 物流統括管理者（CLO）の選任 等
- **2026年5月末** **特定事業者の届出～指定手続**  
→荷主は、指定後速やかに**物流統括管理者の選任届出**
- **2026年10月末** **中長期計画**の提出 ※初年度のみ。2027年度以降は7月末め
- **2026年秋頃（想定）** **判断基準に関する調査等**の実施

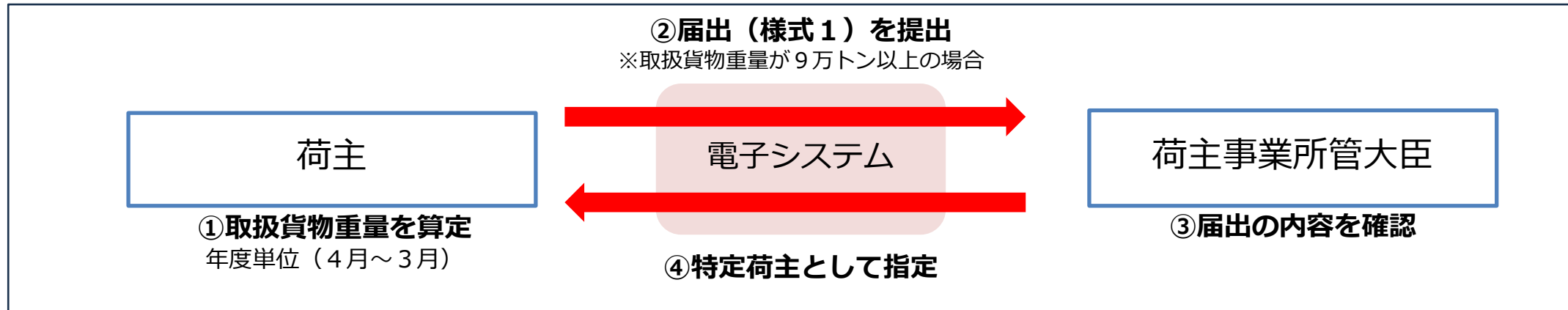
定期報告に向け  
・実施状況把握  
・荷待ち時間等の計測

- **2027年7月末** **定期報告**の提出

1. 物流効率化法の概要について
- 2. 特定荷主の届出について**
3. その他参考情報

# ①特定荷主の指定に係る届出

## ○届出の流れ



## ○届出のイメージ【様式1：事業者に関する事項】

事業者の名称			
主たる事務所の所在地			
主たる事業	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block;"> <b>該当する場合にチェックを入れる</b>                  (両方該当する場合は両方に入れる)             </div>		
主たる事業の細分類番号			
貨物の運送の委託の状況（年度）	<input type="checkbox"/> 9万トン以上	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block;"> <b>記載は任意</b>                  (把握していれば記載)             </div>	トン
貨物の受渡しの状況（年度）	<input checked="" type="checkbox"/> 9万トン以上		トン
備考			

第一種荷主分

第二種荷主分

## ②重量の算定方法

### 「物資の流通の効率化に関する法律の規定に基づく荷主に係る届出等に関する命令」(2025年8月29日公布)

(特定第一種荷主の指定に係る貨物の重量の算定方法に関する規定)

第一条：令第六条（特定第一種荷主の指定に係る重量）第一項の主務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 **実測**
- 二 **対象貨物の単位数量当たりの重量に当該対象貨物の数量を乗ずる方法**
- 三 **対象貨物の容積を当該対象貨物の重量に換算する方法**
- 四 **対象貨物の運送に係る貨物自動車の最大積載量又は平均積載量に当該貨物自動車の台数を乗ずる方法**
- 五 **対象貨物の売上額又は仕入額を当該対象貨物の単位重量当たりの額で除する方法<sup>※1</sup>**
- 六 第二種荷主としての対象貨物の重量（受渡し貨物重量）が第一種荷主としての対象貨物の重量（委託貨物重量）とおおむね一致する場合に、**受渡し貨物重量を委託貨物重量とみなす方法**
- 七 対象貨物に係る**運送契約又は物品の売買その他の取引の契約において重量が定められている場合に、当該重量を運送ごとに区別する方法**
- 八 一～七の方法により対象貨物の重量を算定することが困難であると認められる場合に、**当該対象貨物の重量を適確に算定できると認められる方法**

各企業・業界の実態に応じて選択

さらに、重量の算定に当たっては、以下の重量を考慮しないことができます。

**①郵便物、②信書便物、③特別宅配貨物<sup>※2</sup>、④軽量な資材や事務用品<sup>※</sup>**

取扱貨物や事業に応じて使い分け・合算も可能

※1 換算係数としては、例えば、物流センサス付属資料の出荷原単位を利用することが考えられる。

※2 特別積合せ貨物運送又はこれに準ずる運送であって、1の運送契約により1個の貨物を運送する方法により運送される、1個当たりの重量が30kg以内の貨物をいい、当該貨物と同時に受渡しが行われる他の貨物との合計の重量が150kg未満のものに限る。

※3 当該事業者の対象貨物の重量の合計の1%程度までであれば算定対象から除くことができる。

### ③特定荷主の指定の届出の様式

様式第1 (第2条関係)

貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書

殿

年 月 日

住所  
法人名  
法人番号  
代表者の役職名  
代表者の氏名

物資の流通の効率化に関する法律第45条第2項又は第6項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1. 事業者に関する事項

事業者の名称				
主たる事務所の所在地	〒			
主たる事業				
主たる事業の細分類番号				
貨物の運送の委託の状況 (年度)	<input type="checkbox"/> 基準重量以上			トン
貨物の受渡しの状況 (年度)	<input type="checkbox"/> 基準重量以上			トン
備考				

2. 作成担当者連絡先

所在地	〒
事業所名	
所属部課	
氏名	
電話番号	
メールアドレス	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 「主たる事業」、「主たる事業の細分類番号」の欄には、当該荷主において行われる事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。  
3 貨物の運送の委託の状況が物資の流通の効率化に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条第3項で定める重量（法第45条第1項に規定する基準重量）以上である場合に

#### ○ 指定の届出に係る注意点について

- 第一種荷主としての取扱い貨物の重量と第二種荷主としての取扱い貨物の重量を分けて算定いただき、基準重量（9万トン）を超える区分のみ特定荷主の指定の届出を提出する。  
→ 例えば**第一種荷主として10万トン、第二種荷主として6万トン**の場合は、**第一種荷主のみ必要事項を記載し提出。**
- 第一種荷主、第二種荷主それぞれの重量が9万トンに達していなければ、本届出を提出する必要はない。  
→ 例えば、**第一種荷主として8万トン、第二種荷主として8万トン**で合計16万トンであったとしても、**それぞれの区分で9万トンに達していないため、届出の提出は必要無い。**
- 具体的な取扱い貨物の重量の記載は“任意事項”とする  
→ 例えば、自社の取扱貨物重量が第一種荷主として明らかに基準重量（9万トン）を超えるということであれば、**「基準重量以上」という欄にチェックを付し、具体的な重量数については必ずしも記載いただく必要は無い**こととする。
- 前年度実績が基準以上であるにも関わらず、所管大臣への届出をしなかった場合や、虚偽の届出をした場合には、五十万円以下の罰金が科せられる可能性がある。

## ④特定荷主が行う届出等の手続方法

改正物流効率化法に関する届出・指定等の手続きは、  
原則、「**e-Gov電子申請**」にて**オンライン申請**をお願いいたします。

e-Gov電子申請



<https://shinsei.e-gov.go.jp/>

「手続分野分類から探す」から  
大分類「国土交通」→ 中分類「物流」→ 小分類「物流効率化法」で検索

e-GOV 電子申請

トップ | 電子申請について | 利用準備 | **手続検索** | ヘルプ e-Govポータル >

いつでも、どこでも申請  
仕事を効率化するe-Gov電子申請

ログイン e-Govを初めてお使いの方へ

- 操作マニュアルや各種様式は経済産業省のホームページからダウンロードいただけます。  
<https://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/butsuryu-kouritsuka.html>
- 申請には「**GビズID**」が必要となります。以下のサイトからアカウントの作成をお願いいたします。  
<https://gbiz-id.go.jp/top/>

経済産業省への申請は各地方経済産業局を提出先として選択してください。「経済産業省 商務・サービスグループ」ではないためご注意ください。

**特定荷主の指定の届出  
提出にあたっての注意点**

# 「特定荷主の指定の届出」の注意点①

## 1

### 申請の前に

- e-Gov電子申請を利用するためには、事前に「**GビズID**」の作成が必須です。  
取得していない場合には、以下のURLから取得手続きを行ってください。  
※ GビズID取得ページ(<https://gbiz-id.go.jp/top/>)



### Point !

- GビズIDのアカウント種別には、原則「**プライム**」での取得をお願いいたします。  
※「プライム」は取得時に審査がありますが、それにより申請時に転記される住所等の基本情報がより正確に反映されますので、書類不備により修正作業が発生するリスクを減らせるメリットもあります。



### Caution !

- 基本情報等の入力の際、誤りがないようご確認ください。  
届出等を提出する際、GビズIDに登録された住所等の基本情報が自動的に転記される仕組みとなっております。  
※ 届出時に自動転記された情報は手動で修正することも可能です。

# 「特定荷主の指定の届出」の注意点②

## 2

### 手続検索時における注意点

- 「特定荷主の指定の届出」の提出あたっては、  
「00-01 貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書(●●省提出用)」  
と記載のある手続から申請をお願いいたします。

例	農林水産省への提出	➡	06-01 貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書 (農林水産省提出用)
	経済産業省への提出	➡	07-01 貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書 (経済産業省提出用)

### Point !

- 提出先は主たる事業の所管省庁を選択ください。所管省庁は以下を参照ください。  
<https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/content/001993304.pdf>
- 「手続名称から探す」で検索することも可能です。

🔍 手続名称から探す

貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書

「貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書」と入力し、検索

### Caution !

- 「00-06 貨物の受渡しの状況届出書(●●省提出用)」は  
「連鎖化事業者」用の手続となりますので、特定荷主になる方は選択しないでください。

# 「特定荷主の指定の届出」の注意点③

## 3

### 入力時における注意点

#### ○ 「所在地」について

「所在地」はGビズIDのアカウントから自動的に転記されますが、番地が登録されていない場合がありますので、**番地まで正しく入力されているか**ご確認ください。

#### ○ 「主たる事業」と「細分類番号」について

「細分類番号」はわからない場合は、**e-Stat(※)の「キーワード検索」から検索可能**です。

※e-Stat(<https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10>)

**例** 「自動車ターミナル業」を主たる事業として営んでいる場合

分類コード	
4853	運輸業、郵便業 > 運輸に附帯するサービス業 > 運輸施設提供業 自動車ターミナル業

【 e-Statの画面 】



必須	主たる事業	自動車ターミナル業
必須	細分類番号	4853

【 届出入力画面 】

**検索結果を転記**  
※ 誤記が散見されますので、  
正確に入力をお願いします。

# 「特定荷主の指定の届出」の注意点④

## ○ 「委託状況」、「受渡状況」について

「委託状況」は「第一種荷主」、「受渡状況」は「第二種荷主」に関する記載項目です。  
基準重量(9万トン)を超える区分にチェックを入れてください。



Caution !

「第一種荷主」、「第二種荷主」のどちらの区分でも9万トンを超えている場合には、  
「委託状況」と「受渡状況」の両方にチェックして届け出る必要があります。

※ いずれも基準重量を超えているにも関わらず、一方のみチェックして提出することのないようご注意ください。

<b>委託状況</b>	<b>第一種荷主として9万トンを超えている場合はチェック</b>	<b>受渡状況</b>	<b>第二種荷主として9万トンを超えている場合はチェック</b>
任意 年度	2026	任意 年度	2026
任意	<input checked="" type="checkbox"/> 9万トン以上	任意	<input checked="" type="checkbox"/> 9万トン以上
任意 重量(トン)	12345678	任意 重量(トン)	12345678

【届出入力画面】

**注意：第一種・第二種どちらの区分でも9万トンを超えている場合、両方チェックする**

# 「特定荷主の指定の届出」の注意点⑤

## ○ 「審査担当省庁」について

審査担当省庁として選択いただいた機関が提出先となります。そのため、選択先を誤ると提出先から差し戻されますので、特に以下の点にご注意ください。

- ✓ 選択した手続名「貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書(●●省提出用)」の「●●省提出用」の部分と同一の省庁を選択しているか。
- ✓ 届出先は各省庁の「本省」なのか、「地方支分部局」なのか。  
※ 財務大臣(国税庁に提出するもの)、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣への提出の場合は、自社が所在する都道府県を管轄する地方支分部局を設定してください。
- ✓ そもそも提出先省庁に誤りはないか。  
業種毎に提出先省庁が異なりますので、以下に掲載されている提出先と照らし合わせ、提出先が正しいか改めてご確認ください

【提出先省庁】 <https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/content/001993304.pdf>

審査担当省庁	
■ 主たる事業の所管	
所管	
必須 省庁	国土交通省
必須 部局	関東運輸局
必須 課室	交通政策部 環境・物流課

【届出入力画面】

# 「特定荷主の指定の届出」の注意点⑥

## 4

### 提出後における注意点

#### ○ 審査担当省庁から差し戻された場合等の「通知設定」等について

申請内容に不備等があった場合、審査担当省庁から書類が差し戻されますので、その際には補正を行っていただいた上で、再提出していただく必要があります。

このとき、差し戻されたことに気付かないまま提出締切りを超過してしまわないよう、以下のご対応をお願いいたします。

#### 1 「処理状況」の画面から、定期的に手続の進捗状況を確認する

#### 2 「メッセージ通知」を設定し、メール等で通知が受けられるようにする

※ 初期設定では通知が来ない設定となっておりますので、必ず設定変更ください。

「アカウント管理」→「利用者設定」から設定変更が可能です。詳細は以下をご参照ください。

<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/help/guide/mypage/user-settings.html>



【e-Gov電子申請画面】

1. 物流効率化法の概要について
2. 特定荷主の届出について
3. **その他参考情報**

# 指導・助言、報告徴収・立入検査、勧告・公表・命令

荷主事業所管大臣は、法律の規定に基づき、荷主に対して以下の対応を行うことができます。

## ○指導・助言

- 運転者の荷待ち時間等の短縮及び積載効率の向上等を図る措置の適確な実施を確保するために、荷主に対して、**判断基準を勘案して必要な指導・助言**を行うことができる。（法第44条）

## ○報告徴収・立入検査

- **特定荷主への指定や取消し**を行うために、荷主に対して、**貨物の運送の委託又は受渡しの状況**に関して**報告をさせる**ことができ、また**荷主の事務所等への立入検査**を行うことができる。（法第50条第1項）
- **勧告又は命令**を行うために、特定荷主に対して、**運転者の荷待ち時間等の短縮及び積載効率の向上等を図る措置の実施の状況**に関して**報告をさせる**ことができ、また**荷主の事務所等への立入検査**を行うことができる。（法第50条第2項）

## ○勧告・公表・命令

### 勧告

特定荷主の運転者の荷待ち時間等の短縮及び積載効率の向上等を図る措置の実施に関する状況が、**判断基準に照らして著しく不十分である場合**は、特定荷主に対して**勧告**を行うことができる。（法第49条第1項）

### 公表・命令

**勧告に従わない特定荷主に対して、その旨を公表**することができる。（法第49条第2項）  
**勧告を受けた特定荷主が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合**に、当該措置を行う**命令**を行うことができる。（法第49条第3項）

# 罰則

荷主は、以下のいずれかに該当する場合には、罰則が科されます。

- 特定荷主の指定基準重量を上回る荷主が、特定荷主の指定に係る届出を行わない又は虚偽の届出をした場合（法第76条第1号）
- 中長期計画を提出しない場合（法第76条第2号）
- 定期報告を行わない又は虚偽の届出をした場合（法第76条第3号）
- 報告徴収の際に報告をしない又は虚偽の報告をした場合（法第76条第4号）
- 立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した場合（法第76条第4号）



50万円以下の罰金

- 物流統括管理者の選任・解任の届出を行わない又は虚偽の届出をした場合（法第80条）



20万円以下の過料

- 命令に違反した場合（法第75条第1号）
- 特定荷主が物流統括管理者を選任しない場合（法第75条第2号）



100万円以下の罰金

# ポータルサイト・法律概要説明動画等について

『「物流効率化法」理解促進ポータルサイト』では、説明会等の情報に加えて、

- ・荷主・連鎖化事業者の判断基準等について、取り組むべき事項をより詳細に記載した「**解説書**」
- ・取り組むべき事項について優良事例を集めた「**取組事例集**」
- ・様々な物流パターンごとにどの事業者が荷主に該当するかを整理した、荷主・連鎖化事業者の「**パターン集**」
- ・特定荷主が行う必要のある手続き等をまとめた「**特定荷主の手引き**」  
などの物流効率化に資する情報を発信しております。

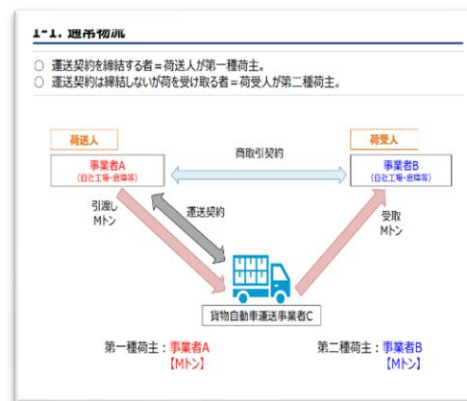
○「物流効率化法」理解促進ポータルサイト <https://www.revised-logistics-act-portal.mlit.go.jp/>

○加えて、**YouTubeに法律の概要を説明した動画を公表**していますので是非ご参照ください。

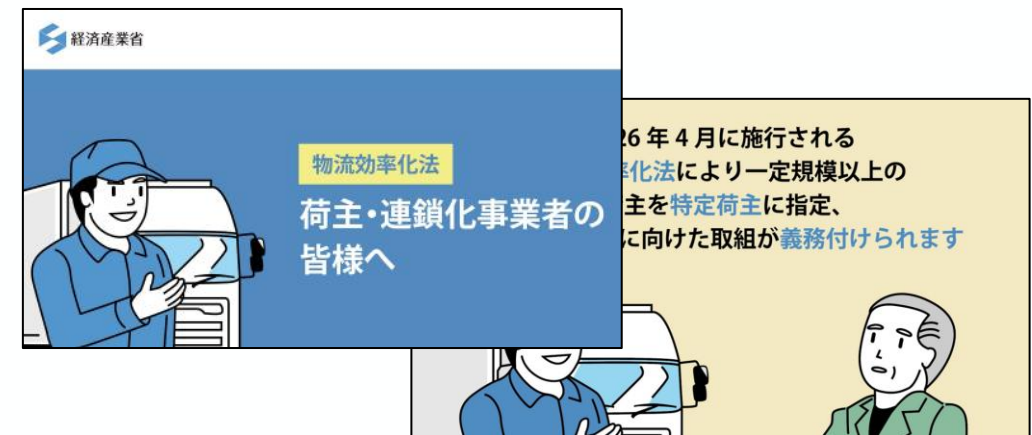
- ・【5分版】<https://www.youtube.com/watch?v=Tnw9GTEHsf0>
- ・【60秒版】<https://www.youtube.com/watch?v=nzJMdVQcQoQ>
- ・【30秒版】<https://www.youtube.com/watch?v=uGpkVKiiSvc>



ポータルサイト



パターン集



法律概要説明動画

**ご清聴、ありがとうございました**

# 物流効率化法における 特定荷主等の指定の届出について

---

令和 8 年 4 月  
物流・自動車局  
物流政策課

# 目次

## 1. 物流効率化法の改正概要について

## 2. 指定の届出のオンライン申請方法について

手順 1 : 基本情報の設定

手順 2 : 提出先選択

手順 3 : 申請書内容の入力

## 3. 参考

# 改正物流効率化法の規制的措置のポイント（2年目施行分）

令和8年4月1日施行

（公布日：令和6年5月15日）

## 特定事業者の指定基準等のポイント

- 全体への寄与度がより高い**大手の事業者が指定**されるよう、以下の**指定基準値を超える事業者を「特定事業者」として指定**し、**中長期計画**の作成や**定期報告**等を**義務付け**、中長期計画の実施状況が不十分な場合、国が**勧告・命令**を実施。

### <特定事業者の指定基準値>

#### 特定荷主・特定連鎖化事業者

取扱貨物の重量 9万トン以上  
（上位3,200社程度）

#### 特定貨物自動車運送事業者等

保有車両台数 150台以上  
（上位720社程度）

#### 特定倉庫業者

貨物の保管量 70万トン以上  
（上位70社程度）

### <中長期計画・定期報告の記載内容>

#### 中長期計画

- (1) 実施する措置
- (2) 実施する措置の具体的な内容・目標等
- (3) 実施時期 等

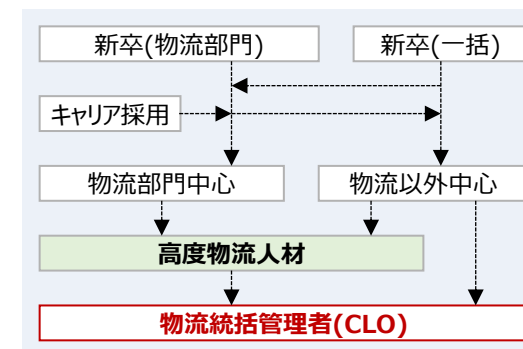
#### 定期報告

- (1) 事業者の判断基準の遵守状況（チェックリスト形式）
- (2) 判断基準と関連した取組に関する状況（自由記述）
- (3) 荷待ち時間等の状況【荷主等】

- 特定事業者のうち**荷主・連鎖化事業者**には、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある**役員等の経営幹部**から、以下の業務を統括管理する**物流統括管理者（CLO※）の選任を義務付け**。

- ・ 中長期計画、定期報告等の作成
- ・ **トラックドライバーの負荷軽減とトラックへの過度な集中を是正するための事業運営方針**の作成や**事業管理体制**の整備
- ・ トラックドライバーの運送・荷役等の効率化のための**設備投資、デジタル化、物流標準化**に向けた**事業計画の作成・実施・評価**
- ・ **社内の関係部門**（開発・調達・生産・販売・在庫・物流等）**間の連携体制の構築**や**社内研修の実施** 等

※Chief Logistics officer



物流統括管理者のキャリアパス（イメージ）

# 今後のスケジュール（想定）

- 2024年5月15日 物流改正法 公布
- 2024年6月～11月 第1回～第4回合同会議（規制的措置の施行に向けた検討・取りまとめ）
- **2024年11月27日** **合同会議取りまとめ**を策定・公表
- 2025年1月・2月・3月 法律の施行①に向けた政省令の公布

---

- **2025年4月1日** **法律の施行①**
  - 基本方針
  - 荷主・物流事業者等の努力義務・判断基準
  - 判断基準に関する調査・公表 等
- **2025年8月** 法律の施行②に向けた政省令の公布
- **2025年秋頃** **判断基準に関する調査等**の実施

---

- **2026年4月1日** **法律の施行②**
  - 特定事業者の指定
  - 中長期計画の提出・定期報告
  - 物流統括管理者（CLO）の選任 等
- **2026年5月末** **特定事業者の届出～指定手続**
  - 荷主は、指定後速やかに**物流統括管理者の選任届出**
- **2026年10月末※** **中長期計画**の提出 ※初年度のみ。2027年度以降は7月末
- **2026年秋頃（想定）** **判断基準に関する調査等**の実施

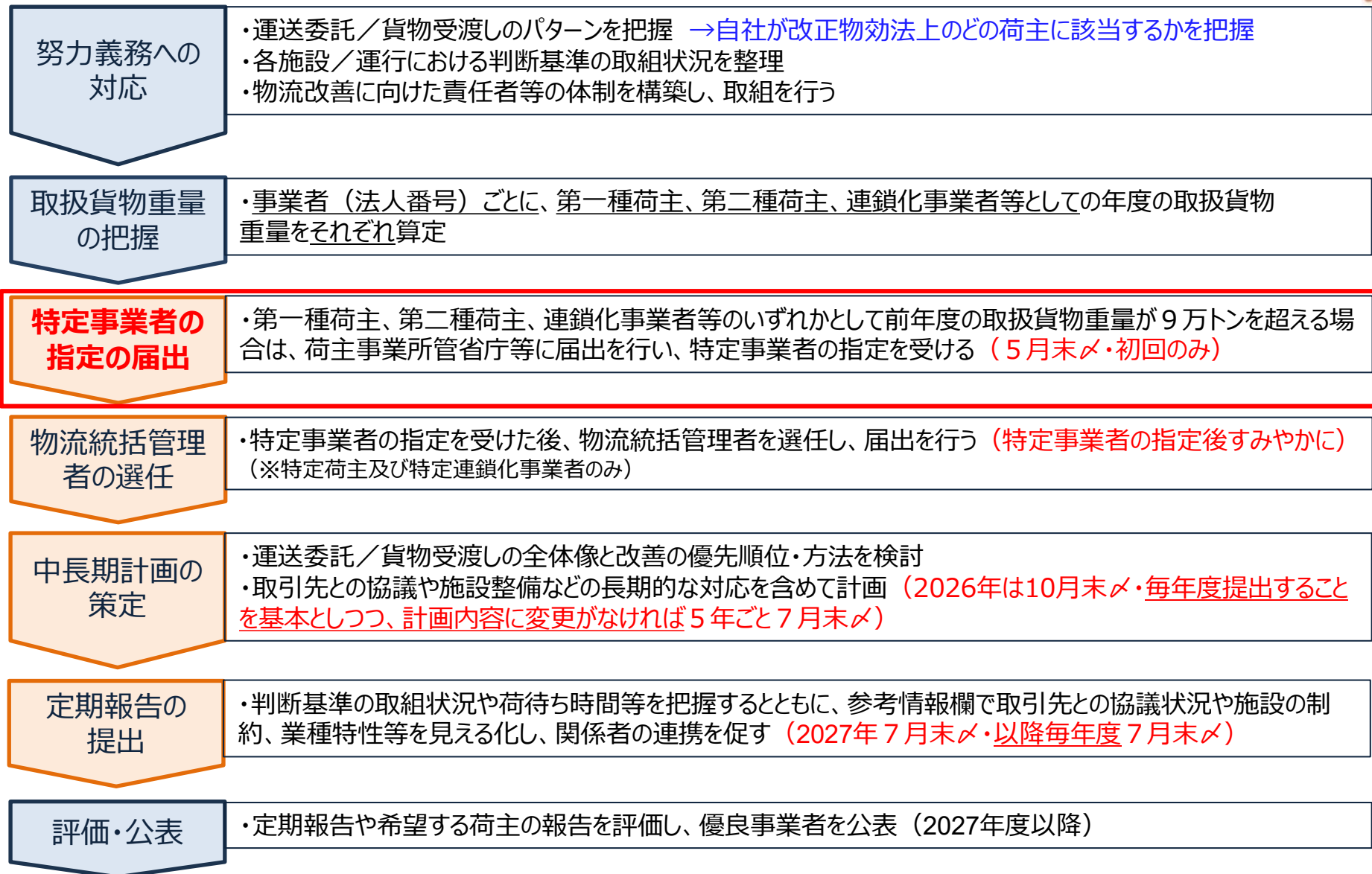
---

- **2027年7月末** **定期報告**の提出

特定事業者の指定に向け  
荷主：取扱貨物重量の把握  
トラック：車両台数の把握  
倉庫：保管量の把握

定期報告に向け  
・実施状況把握  
・荷待ち時間等の計測

# 特定荷主等の改正物効法への対応のフロー図（全ての荷主等／特定荷主等）



→e-Gov電子申請／審査支援サービスを利用して各種手続きの提出・審査を行う

（さらに、従来の規定にあった総合効率化計画の手続（申請・変更・報告）も併せて組込む）

# 荷主等の定義・義務

種別	定義（第30条／第45条）	努力義務(※)	特定事業者の義務
貨物自動車運送事業者等	貨物自動車運送事業者等貨物自動車運送事業法第三十九条第一号に規定する貨物自動車運送事業者（以下「貨物自動車運送事業者」という。）及び同法第三十七条の二第三項に規定する特定第二種貨物利用運送事業者をいう。	第34条 ・積載効率の向上等（輸送網の集約、配送の共同化等）	・中長期計画 ・定期報告
第一種荷主	自らの事業（ <u>貨物の運送の事業を除く。</u> ）に関して継続して <u>貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者</u> （第一種貨物利用運送事業者、第二種貨物利用運送事業者及び貨物利用運送事業法第四十六条第一項に規定する外国人国際第二種貨物利用運送事業者をいう。以下同じ。） <u>に貨物の運送を行わせることを内容とする契約</u> （貨物自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約を除く。） <u>を締結する者</u> をいう。	第37条第1項～第3項 ・積載効率の向上等（リードタイムの確保等） ・荷待ち時間の短縮（日時指定時の考慮等） ・荷役等時間の短縮（パレットの利用等）	・中長期計画 ・定期報告 ・物流統括管理者の選任
第二種荷主	次に掲げる者をいう。 イ 自らの事業（ <u>貨物の運送及び保管の事業を除く。</u> ）及び第四十五条第五項において同じ。）に関して継続して <u>貨物</u> （自らが貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者に運送を委託する貨物を除く。）及び第四十二条第四項において同じ。） <u>を運転者（他の者に雇用されている運転者に限る。</u> 以下この号において同じ。） <u>から受け取る者又は他の者をして運転者から受け取らせる者</u> ロ 自らの事業に関して継続して <u>貨物を運転者に引き渡す者又は他の者をして運転者に引き渡させる者</u>	第37条第4項・第5項 ・荷待ち時間の短縮（日時指定時の考慮等） ・積載効率の向上等（第一種荷主への協力等） ・荷役時間の短縮（検品の効率化等）	・中長期計画 ・定期報告 ・物流統括管理者の選任
貨物自動車関連事業者	次に掲げる者をいう。 イ 倉庫業法第七条第一項に規定する倉庫業者（以下「倉庫業者」という。） ロ 港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）第三条第一号に掲げる事業を営業者であって、当該事業について運転者との間で貨物の受渡しを行うもの ハ 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項の航空運送事業を営業者のうち貨物の運送を行うものであって、当該航空運送事業について運転者との間で貨物の受渡しを行うもの ニ 鉄道事業法第二条第二項の第一種鉄道事業又は同条第三項の第二種鉄道事業を営業者のうち貨物の運送を行うものであって、当該第一種鉄道事業又は当該第二種鉄道事業について運転者との間で貨物の受渡しを行うもの	第41条 ・荷待ち時間の短縮（日時指定時の考慮等） ・荷役等時間の短縮（停留場所の拡張、荷役等に前後する貨物の搬出入の迅速化等）	・中長期計画 ・定期報告
連鎖化事業者	定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業を行う者であって、当該契約に基づき、当該契約の相手方（以下この条において「連鎖対象者」という。）と運転者との間の貨物の受渡しの日及び時刻又は時間帯を運転者に指示することができるもの	第45条 ・荷待ち時間の短縮（日時指定時の考慮等） ・積載効率の向上等（第一種荷主への協力等）	・中長期計画 ・定期報告 ・物流統括管理者の選任

(※)荷役等時間の短縮の対象は、荷主自身が管理する施設及び寄託先の施設におけるもの。荷待ち時間の短縮の対象は、加えてその周辺の場所におけるもの。

# ① 特定荷主の指定に係る届出

(特定荷主の指定)

第四十五条 荷主事業所管大臣は、第一種荷主のうち、貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者に運送（貨物自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるものを除く。次項及び第三項第二号において同じ。）を行わせた貨物について政令で定めるところにより算定した年度の貨物の合計の重量が政令で定める重量（次項及び第三項第二号において「基準重量」という。）以上であるものを、運転者の荷待ち時間等の短縮及び運転者一人当たり一回の運送ごとの貨物の重量の増加に特に寄与する必要がある者として指定するものとする。

5 荷主事業所管大臣は、第二種荷主のうち、次に掲げる貨物（当該第二種荷主が貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者に運送を委託するもの並びに当該第二種荷主が貨物の受渡しを行う日又は時刻及び時間帯を運転者に指示することができないものを除く。次項及び第七項第二号において同じ。）について政令で定めるところにより算定した年度の貨物の合計の重量が政令で定める重量（次項及び第七項第二号において「基準重量」という。）以上であるものを、運転者の荷待ち時間等の短縮及び運転者一人当たり一回の運送ごとの貨物の重量の増加に特に寄与する必要がある者として指定するものとする。

- 一 自らの事業に関して、運転者から受け取る貨物
- 二 自らの事業に関して、他の者をして運転者から受け取らせる貨物
- 三 自らの事業に関して、運転者に引き渡す貨物
- 四 自らの事業に関して、他の者をして運転者に引き渡させる貨物

主な商材に限らず、原則取り扱う貨物  
全てを重量に計上

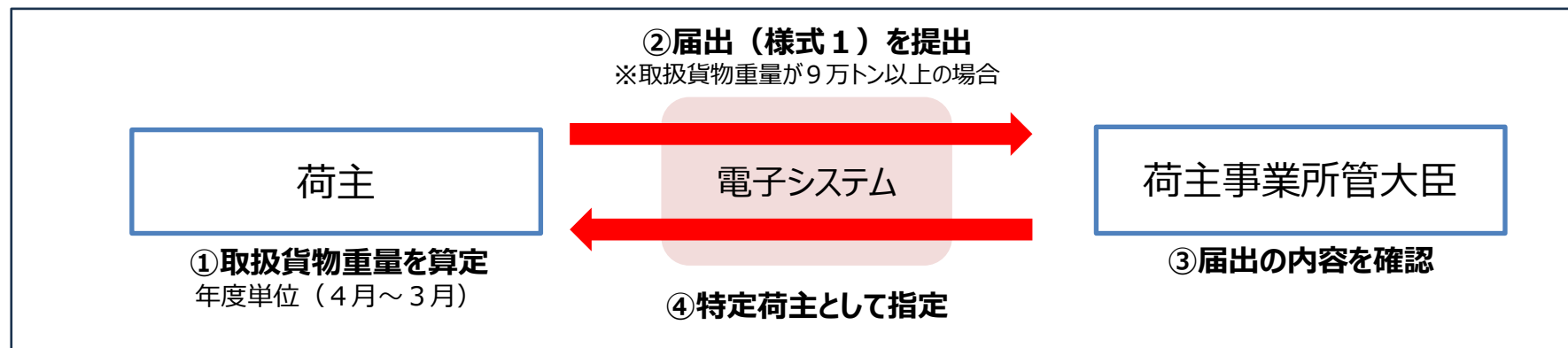
## ○ 貨物の重量の算定方法について

荷主が自社の取扱貨物の重量を把握している場合は、当該重量の合計重量を自社の取扱貨物の重量として、基準重量（9万トン）と比較してください。

他方、輸送量を容積で把握している、多品目の受取りが主である等の特殊性を有する業種においては、重量を把握することに多大なコストがかかることが想定されるため、重量の算定に当たって、例えば、次項の算定方法を用いることを可能とします。

# ① 特定荷主の指定に係る届出

## ○ 届出の流れ



## ○ 届出のイメージ

【様式1：事業者に関する事項】

事業者の名称			
主たる事務所の所在地			
主たる事業	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px;">                     該当する場合にチェックを入れる                      （両方該当する場合は両方に入れる）                 </div>		
主たる事業の細分類番			
貨物の運送の委託の状況（年度）	<input type="checkbox"/> 9万トン以上	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px;">                     記載は任意                      （把握していれば記載）                 </div>	
貨物の受渡しの状況（年度）	<input type="checkbox"/> 9万トン以上		
備考			

第一種荷主分

第二種荷主分

## (参考) 特定荷主の指定の届出の様式

様式第1 (第2条関係)

貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書

殿

年 月 日

住 所  
法人名  
法人番号  
代表者の役職名  
代表者の氏名

物資の流通の効率化に関する法律第45条第2項又は第6項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1. 事業者に関する事項

事業者の名称				
主たる事務所の所在地	〒			
主たる事業				
主たる事業の細分類番号				
貨物の運送の委託の状況 (年度)	<input type="checkbox"/> 基準重量以上			トン
貨物の受渡しの状況 (年度)	<input type="checkbox"/> 基準重量以上			トン
備考				

2. 作成担当者連絡先

所在地	〒
事業所名	
所属部課	
氏名	
電話番号	
メールアドレス	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 「主たる事業」、「主たる事業の細分類番号」の欄には、当該荷主において行われる事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。  
3 貨物の運送の委託の状況が物資の流通の効率化に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条第3項で定める重量（法第45第1項に規定する基準重量）以上である場合に

### ○ 指定の届出に係る注意点について

- 第一種荷主としての取扱い貨物の重量と第二種荷主としての取扱い貨物の重量を分けて算定いただき、基準重量（9万トン）を超える区分のみ特定荷主の指定の届出を提出する。  
→ 例えば**第一種荷主として10万トン、第二種荷主として6万トン**の場合は、**第一種荷主のみ必要事項を記載し提出**。
- 第一種荷主、第二種荷主それぞれの重量が9万トンに達していなければ、本届出を提出する必要はない。  
→ 例えば、**第一種荷主として8万トン、第二種荷主として8万トンで合計16万トンであったとしても、それぞれの区分で9万トンに達していないため、届出の提出は必要無い**。
- 具体的な取扱い貨物の重量の記載は“任意事項”とする  
→ 例えば、自社の取扱貨物重量が第一種荷主として明らかに基準重量（9万トン）を超えるということであれば、「**基準重量以上**」という欄に**チェックを付し、具体的な重量数については必ずしも記載いただく必要は無い**こととする。
- 前年度実績が基準以上であるにも関わらず、所管大臣への届出をしなかった場合や、虚偽の届出をした場合には、五十万円以下の罰金が科せられる可能性がある。

## ②重量の算定方法

「物資の流通の効率化に関する法律の規定に基づく荷主に係る届出等に関する命令」(2025年8月29日公布)

(特定第一種荷主の指定に係る貨物の重量の算定方法に関する規定)

第一条：令第六条（特定第一種荷主の指定に係る重量）第一項の主務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 **実測**
- 二 **対象貨物の単位数あたりの重量に当該対象貨物の数量を乗ずる方法**
- 三 **対象貨物の容積を当該対象貨物の重量に換算する方法**
- 四 **対象貨物の運送に係る貨物自動車の最大積載量又は平均積載量に当該貨物自動車の台数を乗ずる方法**
- 五 **対象貨物の売上額又は仕入額を当該対象貨物の単位重量あたりの額で除する方法<sup>※1</sup>**
- 六 第二種荷主としての対象貨物の重量（受渡し貨物重量）が第一種荷主としての対象貨物の重量（委託貨物重量）とおおむね一致する場合に、**受渡し貨物重量を委託貨物重量とみなす方法**
- 七 対象貨物に係る**運送契約又は物品の売買その他の取引の契約において重量が定められている場合に、当該重量を運送ごとに区別する方法**
- 八 一～七の方法により対象貨物の重量を算定することが困難であると認められる場合に、**当該対象貨物の重量を適確に算定できると認められる方法**

各企業・業界の実態に応じて選択

さらに、重量の算定に当たっては、以下の重量を考慮しないことができます。

**①郵便物、②信書便物、③特別宅配貨物<sup>※2</sup>、④軽量の資材や事務用品<sup>※</sup>**

取扱貨物や事業に応じて使い分け・合算も可能

※1 換算係数としては、例えば、物流センサ付属資料の出荷原単位を利用することが考えられる。

※2 特別積合せ貨物運送又はこれに準ずる運送であって、1の運送契約により1個の貨物を運送する方法により運送される、1個あたりの重量が30kg以内の貨物をいい、当該貨物と同時に受渡しが行われる他の貨物との合計の重量が150kg未満のものに限る。

※3 当該事業者の対象貨物の重量の合計の1%程度までであれば算定対象から除くことができる。

### ③指導・助言、報告徴収・立入検査、勧告・公表・命令

荷主事業所管大臣は、法律の規定に基づき、荷主に対して以下の対応を行うことができます。

#### ○指導・助言

- 運転者の荷待ち時間等の短縮及び積載効率の向上等を図る措置の適確な実施を確保するために、荷主に対して、**判断基準を勘案して必要な指導・助言**を行うことができる。（法第44条）

#### ○報告徴収・立入検査

- **特定荷主への指定や取消しを行うために**、荷主に対して、貨物の運送の委託又は受渡しの状況に関して**報告をさせる**ことができ、また**荷主の事務所等への立入検査**を行うことができる。（法第50条第1項）
- **勧告又は命令を行うために**、特定荷主に対して、運転者の荷待ち時間等の短縮及び積載効率の向上等を図る措置の実施の状況に関して**報告をさせる**ことができ、また**荷主の事務所等への立入検査**を行うことができる。（法第50条第2項）

#### ○勧告・公表・命令

##### 勧告

特定荷主の運転者の荷待ち時間等の短縮及び積載効率の向上等を図る措置の実施に関する状況が、**判断基準に照らして著しく不十分である場合**は、特定荷主に対して**勧告**を行うことができる。（法第49条第1項）

##### 公表・命令

**勧告に従わない特定荷主に対して、その旨を公表**することができる。（法第49条第2項）  
**勧告を受けた特定荷主が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合**に、当該措置を行う**命令**を行うことができる。（法第49条第3項）

## ④罰則

荷主は、以下のいずれかに該当する場合には、罰則が科されます。

- 特定荷主の**指定基準重量を上回る荷主が、特定荷主の指定に係る届出を行わない**又は**虚偽の届出**をした場合（法第76条第1号）
- **中長期計画を提出しない**場合（法第76条第2号）
- **定期報告を行わない**又は**虚偽の届出**をした場合（法第76条第3号）
- **報告徴収の際に報告をしない**又は**虚偽の報告**をした場合（法第76条第4号）
- **立入検査を拒み、妨げ、又は忌避**した場合（法第76条第4号）



**50万円以下の罰金**

- **物流統括管理者の選任・解任の届出を行わない**又は**虚偽の届出**をした場合（法第80条）



**20万円以下の過料**

- **命令に違反**した場合（法第75条第1号）
- 特定荷主が**物流統括管理者を選任しない**場合（法第75条第2号）



**100万円以下の罰金**

# 特定荷主等の指定の届出方法について

改正物流効率化法に関する届出・指定等の手続きは、  
原則、「**e-Gov電子申請**」にてオンライン申請をお願いいたします。

e-Gov電子申請



https://shinsei.e-gov.go.jp/

「**手続分野分類から探す**」から  
大分類「**国土交通**」→ 中分類「**物流**」→ 小分類「**物流効率化法**」で検索

**e-GOV** 電子申請

トップ

電子申請について

利用準備

手続検索

ヘルプ

e-Govポータル >

いつでも、どこでも申請  
仕事を効率化するe-Gov電子申請

ログイン

e-Govを初めてお使いの方へ

# 申請の前に必要なこと

- e-Gov電子申請を利用するためには、事前に「**GビズID**」の作成が必須です。取得していない場合には、以下のURLから取得手続きを行ってください。  
※ GビズID取得ページ (<https://gbiz-id.go.jp/top/>)



## Point !

- GビズIDのアカウント種別は、原則「**プライム**」での取得をお願いいたします。  
※ 「プライム」は取得時に審査がありますが、それにより申請時に転記される住所等の基本情報により正確に反映されますので、書類不備により修正作業が発生するリスクを減らせるメリットもあります。

## ログイン / Login ログイン画面

アカウントID / Account ID (メールアドレス / Email)

パスワード / Password

ログイン / Login

[パスワードを忘れた方はこちら / Forgot password?](#)

[アカウントを持っていない方はこちら / Don't have an account? Sign up.](#)

[アカウントID \(メールアドレス\) を忘れた方・SMSの受信ができない方はこちら](#)

[Forgot account ID? / Can't receive SMS?](#)

取得したGビズIDの  
アカウントでログイン

# マイページ画面

e-Gov電子申請マイページ

e-GOV 電子申請

前回のログイン 2026年3月19日 21:44 お問合せ ヘルプ

マイページ **手続検索** 手続ブックマーク 申請案件一覧 メッセージ 基本情報管理

申請案件に関する通知 1件

手続に関するご案内 0件

公文書 1件

電子送達 0件

手続ブックマーク

「手続検索」からよく申請する手続をブックマークすることができます。

公文書表示

公文書の表示ができます。※ブラウザが開きます。

直近の案件

ステータス	到達番号	法人名	申請者氏名	手続名称	到達日時
審査中(補正待ち)	20260319214150579e	株式会社いがぶ	説明 太郎	08-01 貨物の運送の	
手続終了	20260319214116253e	株式会社いがぶ	説明 太郎	08-01 貨物の運送の	

## 手続検索画面

### 手続検索

#### e-Govの電子申請対象手続

e-Govで受付可能な手続が検索できます。

#### 状況から探す

事業（所）の新規適用

事業（所）の所在地又は名称等の変更

事業主の代理人の選任又は解任

被保険者の氏名変更

被保険者の資格取得・転勤

被保険者の資格喪失

事業所の廃止

退職に関する手続（定年退職後も自社で再雇用する場合）

退職に関する手続（定年退職後はもう雇用しないという場合）

被扶養者の追加・削除（非該当）

#### 手続名称から探す

検索

# 手続検索時における注意点

- 「特定荷主の指定の届出」の提出にあたっては、  
「**00-01 貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書（●●省提出用）**」  
と記載のある手続から申請をお願いいたします。

例	農林水産省への提出	➡	06-01 貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書（農林水産省提出用）
	経済産業省への提出	➡	07-01 貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書（経済産業省提出用）



- 提出先は**主たる事業の所管省庁**を選択ください。所管省庁は以下を参照ください。  
<https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/content/001993304.pdf>

- 「**手続名称から探す**」で検索することも可能です。

④ 手続名称から探す

貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書

検索

「貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書」と  
入力し、検索



- 「**00-06 貨物の受渡しの状況届出書（●●省提出用）**」は  
**「連鎖化事業者」用の手続**となりますので、特定荷主になる方は選択しないでください。

# 事業の所管省庁一覧(代表例)

大臣		所管する事業
農林水産大臣 (地方農政局長)		農林水産(畜産を含む)、農林水産物(畜産物を含む)の売買、輸出入※、飲食店(厚生労働大臣と共管、風俗営業は内閣総理大臣とも共管)、木材薬品処理業※、園芸サービス業、給食販売取次ぎ、動物血清・血液の輸出入、精製、加工(厚生労働大臣、経済産業大臣と共管)、競馬場等
経済産業大臣 (地方経済局長)		輸出入、売買、リースその他貨物の流通、生産、エネルギーの生産、流通、役務、工業所有権等に関する事業で、他の大臣の専管又は他の大臣間の共管の事業以外の事業 [具体例] ・航空機(製造、卸売、輸出入) ・自動車(製造、卸売、輸出入) ・武器(製造、売買、輸出入) ・塗装した単板、合板(製造、売買、輸出入) ・フィルム(製造、売買、輸出入) ・貴金属(アクセサリー)の加工等
国土交通大臣	地方運輸局長	鉄道業、港湾運送関連事業、廃油処理、サルベージ、海事業務、船舶の製造及び修繕、自動車の小売り※、自動車の整備、旅行業、倉庫業、自動車の競走場、遊園地、気象観測、自動車道事業等
	地方整備局長	建設業、測量業、不動産業、下水道業、建築士等
	地方航空局長	航空機の整備事業

※は経済産業省と共管

# 手続結果一覧

Gov電子申請

e-GOV 電子申請

お問合せ ヘルプ

マイページ | **手続検索** | 手続ブックマーク | 申請案件一覧 | メッセージ | 基本情報管理

## 手続検索結果一覧

検索条件

手続名称  
08-01 貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書 (国土交通省提出用)

所管行政機関  
選択してください

電子署名必要  
 電子署名必要  
 電子署名不要

手続分野分類  
大分類  
選択してください

中分類  
選択してください

小分類  
選択してください

検索

1件

<< < 1 / 1 >>

表示件数 20

### 08-01 貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書 (国土交通省提出用)

荷主事業者のうち、前年度の取扱貨物の合計の重量が第一種荷主又は第二種荷主のいずれかで基準重量以上である者の届出 (既に特定荷主に指定されている者を除く)

GビジネスID電子署名省略可

ブックマーク

申請書入力へ

<< < 1 / 1 >>

電子申請

e-GOV 電子申請

お問合せ ヘルプ

マイページ | **手続検索** | 手続ブックマーク | 申請案件一覧 | メッセージ | 基本情報管理

### 08-01 貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書 (国土交通省提出用)

GビジネスID電子署名省略可

ブックマーク

手続概要	荷主事業者のうち、前年度の取扱貨物の合計の重量が第一種荷主又は第二種荷主のいずれかで基準重量以上である者の届出 (既に特定荷主に指定されている者を除く)
根拠法令	物資の流通の効率化に関する法律第 45 条第 2 項又は第 6 項 物資の流通の効率化に関する法律について
電子申請方法別利用案内	フォームに入力するとともに、必要な場合は添付書類をご準備ください。 物流効率化法_e-Gov電子申請_操作手順および併明書の提出先の詳細についてのダウンロードページ
告知情報	【手続き対象者】 法第45条第 1 項もしくは第5項に基づき届出をしようとする者 【提出時期】 毎年度 5 月末日まで 【相談窓口】 提出先と同じ 【備考】

戻る

申請書入力へ

# 申請書全体

基本情報を選択し、申請・届出様式に必要な事項を入力してください。

## 基本情報の設定

### 1. 基本情報

未設定・変更する場合には、それぞれ設定ボタンを押してください。

申請者情報

必須

申請者情報を設定

法人名	株式会社いがぶ
申請者氏名	説明 太郎
住所	東京都千代田区霞が関 2-1-2

## 申請書内容の入力

### 2. 08-01 貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書（国土交通省提出用） / 08-01 貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書（国土交通省提出用）

申請・届出に関する事項を入力してください。  
複数の様式を提出する場合は、左の様式一覧から様式を切り替えてください。

申請する様式一覧

必須

貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書

プレビュー

貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書

< 1 / 5 >

基本情報

基本情報

●宛先

提出先選択

提出先の機関を選択してください。

必須 提出先

提出先を選択

## 提出先選択

# 指定の届出のオンライン申請方法について

---

**手順 1. 基本情報の設定（申請者情報・連絡先情報）**

**手順 2. 提出先選択**

**手順 3. 申請書内容の入力**

**<全 5 ページ>**

**1. 基本情報**

**2. 事業者に関する事項**

**3. 作成担当者連絡先**

**4. 審査担当省庁**

**5. 弁明の機会の付与の通知**

# 手順 1 基本情報の設定

## 申請書入力

基本情報を選択し、申請・届出様式に必要な事項を入力してください。

### 1. 基本情報

未設定・変更する場合には、それぞれ設定ボタンを押してください。

GビズIDで登録されている情報が  
自動で転記されている

#### 申請者情報

必須

申請者情報を設定

法人名	株式会社いがぶ
申請者氏名	説明 太郎
住所	東京都千代田区霞が関 2 - 1 - 2



Caution !

誤りがないようご確認ください

#### 連絡先情報

必須

連絡先情報を設定

法人名	株式会社いがぶ
連絡先氏名	説明 太郎
住所	東京都千代田区霞が関 2 - 1 - 2

## 手順 2. 提出先選択

### 提出先選択

検索条件

提出先名称

中分類、小分類を含めて検索する

検索

大分類（都道府県など）から順に提出先を選択してください。選択によっては中分類および小分類は存在しないことがあります。

大分類

関東運輸局

中分類

交通政策部

小分類

環境・物流課

キャンセル

設定

主たる事業の所管省庁へ提出する

# 手順3. 申請書内容の入力

## 【1 / 5 ページ】 基本情報

受渡しの状況届

貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書

< 1 / 5 >

基本情報

基本情報

■宛先

**必須** 申請日 ※半角 数字のみ  
2026 年 03 月 19 日

**必須** 住所  
東京都千代田区轟が関2-1-2

**必須** 法人名  
株式会社いがぶ

**必須** 法人番号  
2026032500000

**必須** 代表者の役職名  
代表取締役社長

**必須** 代表者の氏名  
説明 太郎

< 1 / 5 >

# 手順3. 申請書内容の入力

## 【2 / 5 ページ】 事業者に関する事項

貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書

< 2 / 5 >

1. 事業者に関する事項

1. 事業者に関する事項

**必須** 事業者の名称 株式会社いがぶ

**必須** 所在地\_郵便番号 1008926

**必須** 所在地\_住所 東京都千代田区霞が関2-1-2

**必須** 主たる事業 情報サービス事業

**必須** 細分類番号 3911

検索結果を転記

※ 誤記が散見されますので、  
正確に入力をお願いします。

- 「所在地」について  
「所在地」はGビズIDのアカウントから自動的に転記されますが、番地が登録されていないケースがありますので、**番地まで正しく入力されているか**ご確認ください。
- 「主たる事業」と「細分類番号」について  
「細分類番号」はわからない場合は、**e-Stat (※) の「キーワード検索」から検索可能**です。  
※ e-Stat (<https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10>)
- 例 「自動車ターミナル業」を主たる事業として営んでいる場合

キーワード検索	自動車ターミナル
検索オプション	
日本標準産業分類(令和5年[2023年]7月改定)	
集約して表示 (分類を集約して一覧表示します)	
分類コード	
4853	運輸業、郵便業 > 運輸に附帯するサービス業 > 運輸施設提供業 自動車ターミナル業

# 手順3. 申請書内容の入力

## 【2 / 5 ページ】 事業者に関する事項

### ■ 委託状況

任意	年度(西暦)	<input type="text" value="4桁の半角数字のみ"/>
任意	<input type="checkbox"/>	9万トン以上
任意	重量(トン)	<input type="text" value="8桁以下の半角数字のみ"/>

第一種荷主として9万トンを超えている場合はチェック

○ 「委託状況」、「受渡状況」について  
「委託状況」は「第一種荷主」、「受渡状況」は「第二種荷主」に関する記載項目です。  
基準重量(9万トン)を超える区分に  
チェックを入れてください。

### ■ 受渡状況

任意	年度(西暦)	<input type="text" value="2025"/>
任意	<input checked="" type="checkbox"/>	9万トン以上
任意	重量(トン)	<input type="text" value="100000"/>
任意	備考	<input type="text" value="200文字以下"/>

第二種荷主として9万トンを超えている場合はチェック

「第一種荷主」、「第二種荷主」のどちらの区分でも9万トンを超えている場合には、  
「委託状況」と「受渡状況」の両方にチェックして届け出る必要があります。

※ いずれも基準重量を超えているにも関わらず、一方のみチェックして提出することのないようご注意ください。

**注意**：第一種・第二種どちらの区分でも9万トンを超えている場合、両方チェックする

# 手順3. 申請書内容の入力

## 【2 / 5 ページ】 事業者に関する事項

### トラック運送事業者の場合

#### ■ 輸送能力

**必須** 年度(西暦)

4桁の半角数字のみ

**必須**

150台以上

任意 台数(台)

5桁以下の半角数字のみ

任意 備考

200文字以下

### 倉庫業者の場合

#### ■ 保管量

**必須** 年度(西暦)

4桁の半角数字のみ

**必須**

70万トン以上

任意 重量(万トン)

4桁以下の半角数字のみ

任意 備考

200文字以下

# 手順3. 申請書内容の入力

## 【3 / 5 ページ】 作成担当者連絡先

2. 作成担当者連絡先

2. 作成担当者連絡先

**必須** 所在地\_郵便番号 1008926

**必須** 所在地\_住所 東京都千代田区霞が関 2 - 1 - 2

**必須** 事業所名 東京事業所

**必須** 所属部課 第三開発ユニット

**必須** 氏名 説明 太郎

**必須** 電話番号 12-3456-7890

**必須** メールアドレス abcd@efg.jp

# 手順3. 申請書内容の入力

## 【4 / 5 ページ】 審査担当省庁

貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書

< 4 / 5 >

審査担当省庁

審査担当省庁

### ■主たる事業の所管

所管

**必須** 省庁

国土交通省

**必須** 部局

関東運輸局

**必須** 課室

交通政策部 環境・物流課

### ■事業の所管

所管1

任意 省庁

経済産業省

任意 部局

関東経済産業局

任意 課室

産業部 流通・サービス産業課

所管2

任意 省庁

クリックして選択してください。

### ○ 「審査担当省庁」について

審査担当省庁として選択いただいた機関が提出先となります。そのため、選択先を誤ると提出先から差し戻されますので、特に以下の点にご注意ください。

- ✓ 選択した手順名「貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書（●●省提出用）」の「**●●省提出用**」の部分と同一の省庁を選択しているか。
- ✓ 届出先は各省庁の「**本省**」なのか、「**地方支分部局**」なのか。  
※ 財務大臣（国税庁に提出するもの）、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣への提出の場合は、**自社が所在する都道府県を管轄する地方支分部局を設定**してください。
- ✓ 主たる事業以外で、中長期計画や定期報告において取り上げる**課題のない事業の荷主事業所管大臣は、提出先から除くことができます**が、当該事業に関し指導、勧告等を受けた際は、提出先の修正・再提出が求められる場合があります。

# 手順3. 申請書内容の入力

## 【5 / 5 ページ】 弁明の機会の付与の通知

貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書

< 5 / 5 >

弁明の機会の付与の通知

---

弁明の機会の付与の通知

通知日	2026年03月19日	(公印省略)
宛先	株式会社いがぶ	
	代表取締役社長	
発出人	関東経済産業局長	
	関東運輸局長	

貴殿に対する下記的事実を原因とする不利益処分に係る行政手続法第13条第1項第2号の規定による弁明の機会の付与を下記のとおり行いますので通知します。

弁明の件名	特定第二種荷主の指定について
予定される指定の内容	特定第二種荷主として指定する。
根拠となる法令の条項	(特定第二種荷主) 物資の流通の効率化に関する法律第4
指定の原因となる事実	(特定第二種荷主) 前年度における対象貨物の合計の重量
弁明書の提出先	審査担当省庁に記入された省庁・部局・課室宛に提出する
弁明書の提出期限	2026年4月1日

### 弁明の機会の付与に際しての留意事項

- 1 特定荷主等の指定を受けた事業者は、中長期的な計画の作成、物流統括管理者の選任及び定期の報告に係る義務を負うこととなります。したがって、当該指定行為は、当該事業者を名宛人として直接義務を課す不利益処分に該当することから、本通知により、行政手続法第13条第1項第2号の規定による弁明の機会の付与を行います。
- 2 弁明書には、貴殿の事業者名、住所、弁明の件名及び弁明の機会の付与に係る事案についての意見を記載してください。
- 3 弁明をするときは、証拠書類又は証拠物を提出することができます。
- 4 貴殿が弁明をしない場合には、貴殿に代わって代理人を選任できますので弁明の件名、代理人の氏名及び住所並びに当該代理人に弁明の機会の付与に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人資格証明書を行政庁に提出してください。
- 5 口頭による弁明の機会の付与を行う場合であって、貴殿がやむを得ない理由があるときには、行政庁に対し、変更申出書により、弁明の日時又は場所の変更を申し出ることができます。

確認ラベル

必須 確認チェック  確認済み

# 手続入力内容確認

子申請

e-GOV 電子申請

お問合せ ヘルプ



申請書入力

申請内容確認

提出完了

## 申請内容確認

入力内容を確認し、「提出」ボタンを押してください。

### 基本情報

#### 申請者情報

詳細

法人名	株式会社いがぶ
申請者氏名	説明 太郎
住所	東京都千代田区霞が関 2 - 1 - 2

#### 連絡先情報

法人名	株式会社いがぶ
連絡先氏名	説明 太郎
住所	東京都千代田区霞が関 2 - 1 - 2

#### 手続名称

08-01 貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書（国土交通省提出用） / 08-01 貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書（国土交通省提出用）

# 手続提出完了

申請書控えはこちらから取得

申請書入力

申請内容確認

提出完了

提出後の審査状況等はマイページの「申請案件一覧」から確認できます。  
本画面で「申請書控えダウンロード」を行わない場合、以降申請書控えをダウンロードすることはできませんので、ご注意ください。

## 申請情報

申請書控えダウンロード

到達番号	20260320184016140e
到達日時	2026年3月20日 18時40分16秒
法人名	株式会社いがぶ
申請者氏名	説明 太郎
手続名称	08-01 貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書（国土交通省提出用） / 08-01 貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書（国土交通省提出用）
到達結果	到達
所管府省	国土交通省
提出先	関東運輸局,交通政策部,環境・物流課
申請様式	貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書

ブックマーク

マイページトップへ

# 申請内容プレビュー（法定様式）

様式第1（第2条関係）

貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書		
関東経済産業局長 関東運輸局長	殿	2026年03月19日
住所	東京都千代田区轟が関2-1-2	
法人名	株式会社いがぶ	
法人番号	2026032500000	
代表者の役職名	代表取締役社長	
代表者の氏名	説明 太郎	
物資の流通の効率化に関する法律第45条第2項又は第6項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。		
1. 事業者に関する事項		
事業者の名称	株式会社いがぶ	
主たる事務所の所在地	〒1008926 東京都千代田区轟が関2-1-2	
主たる事業	情報サービス事業	
主たる事業の細分類番号	3911	
貨物の運送の委託の状況 (年度)	<input type="checkbox"/> 9万トン以上	トン
貨物の受渡しの状況 (2025年度)	<input checked="" type="checkbox"/> 9万トン以上	100000 トン
備考		

# 差戻 通知一覧

e-GOV 電子申請

お問合せ ヘルプ

マイページ | 手続検索 | 手続ブックマーク | 申請案件一覧 | **メッセージ** | 基本情報管理

- 申請案件に関する通知 0
- 手続に関するご案内 0
- 電子送達 0

## 申請案件に関する通知一覧

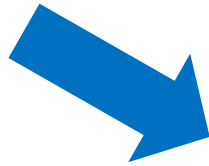
提出先機関から届いた通知の一覧です。

絞り込み条件

1件 << < 1 / 1 > >> 表示件数 20

国土交通省 近畿運輸局	到達番号: 20260319214150579e	2026年3月19日 22時16分
補正	荷主の届出の再提出について	
株式会社いがふ		
説明 太郎		
08-01 貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書 (国土交通省提出用) / 08-01 貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書 (国土交通省提出用)		

<< < 1 / 1 > >>



マイページ | 手続検索 | 手続ブックマーク | 申請案件一覧 | **メッセージ** | 基本情報管理

## 荷主の届出の再提出について

本文	従たる省庁に以下を含めてください。 農林水産省 関東農政局 経営・事業支援部食品企業課
添付ファイル	
到達番号	20260319214150579e
種別	補正
法人名	株式会社いがふ
申請者氏名	説明 太郎
手続名称	08-01 貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書 (国土交通省提出用) / 08-01 貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書 (国土交通省提出用)
発行日時	2026年3月19日 22時16分
発出元	国土交通省 近畿運輸局 交通政策部 交通企画課
補正期限日付	2026年3月19日

戻る

メッセージを保存

# 「差戻通知確認」の注意点

## ○ 審査担当省庁から差し戻された場合等の「通知設定」等について

申請内容に不備等があった場合、審査担当省庁から書類が差し戻されますので、その際には補正を行っていただいた上で、再提出していただく必要があります。

このとき、差し戻されたことに気付かないまま提出締切りを超過してしまわないよう、以下のご対応をお願いいたします。

① 「**処理状況**」の画面から、定期的に手続の進捗状況を確認する

② 「**メッセージ通知**」を設定し、メール等で通知が受けられるようにする

※ 初期設定では通知が来ない設定となっておりますので、必ず設定変更ください。

「アカウント管理」→「利用者設定」から設定変更が可能です。詳細は以下をご参照ください。

<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/help/guide/mypage/user-settings.html>



【e-Gov電子申請画面】

## (参考)「ポータルサイト」について

### 物流効率化法の理解を促進するためのポータルサイトを開設しました

『「物流効率化法」理解促進ポータルサイト』では、荷主の努力義務や判断基準についての解説などのほか、説明会の予定など物流効率化に資する情報を発信しております。

○「物流効率化法」理解促進ポータルサイト

<https://www.revised-logistics-act-portal.mlit.go.jp/>



「物流効率化法」  
理解促進ポータルサイト

### 物流の持続的な成長を図るため 物流効率化法を改正しました

物流は、国民生活・経済活動を支える社会インフラです。  
何も対策を講じなければ輸送力不足が生じる可能性を踏まえ、  
物流の持続的成長を図るため、  
荷主・物流事業者に対する規制的措置が定められました。  
すべての荷主・物流事業者に、  
物流効率化のために取り組むべき措置の努力義務が課せられます。  
また、一定規模以上の特定事業者に対し、  
中長期計画の策定や定期報告等が義務付けられます。  
趣旨をご理解いただき、  
物流効率化の取組を推進してください。

[本プラットフォームについて](#)

**CHECK!**  
5分でわかる  
物流効率化法の  
改正のポイント

### すべての物流効率化法対象事業者の対応 (2025年度施行内容)

荷主（発荷主・着荷主）、連鎖化事業者（フランチャイズチェーンの「本部」）、貨物自動車運送事業者等、貨物自動車関連事業者（倉庫、港湾運送、航空運送、鉄道）のそれぞれにおいて、上記の取組1〜3までのうち、請すべき措置内容が定められています。  
物流に関するご自身の立場からご確認ください。

<p>すべての荷主の対応</p>	<p>すべての連鎖化事業者（フランチャイズチェーンの「本部」）の対応</p>
<p>すべての貨物自動車運送事業者等の対応</p>	<p>すべての貨物自動車関連事業者の対応</p>

## (参考) 「解説書」、「荷主のパターン集」等について

荷主の判断基準等について具体的に解説した「判断基準解説書」、様々な物流パターンにおける荷主の「パターン集」及び判断基準の「取組事例集」を公開しています。

また、特定荷主が行う必要のある手続き等をまとめた「特定荷主の手引き」も作成しましたので、『「物流効率化法」理解促進ポータルサイト』をご確認ください。

○荷主判断基準の解説書

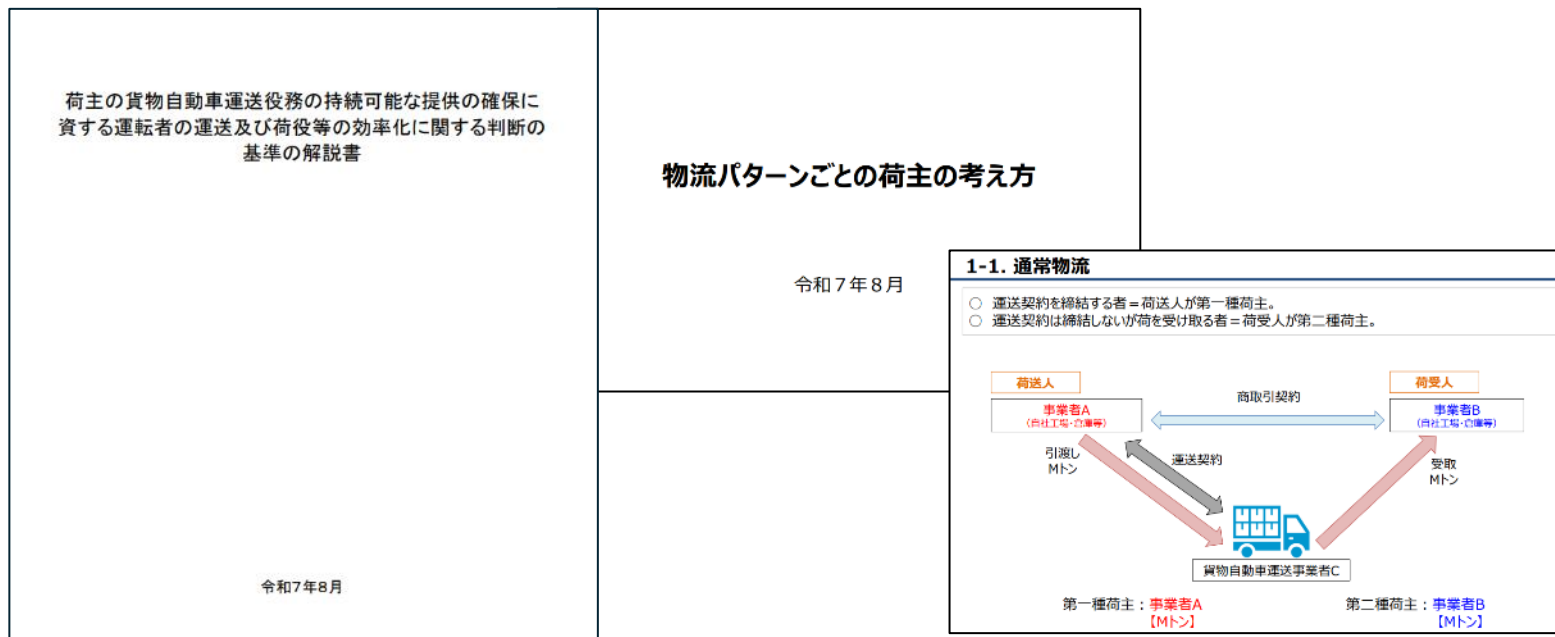
[https://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/sippers-judgment-criteria-book\\_ver.1.2.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/sippers-judgment-criteria-book_ver.1.2.pdf)

○物流パターンごとの荷主の考え方

[https://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/sippers-mindset-logistics-pattern\\_ver.1.2.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/sippers-mindset-logistics-pattern_ver.1.2.pdf)

○荷主判断基準の解説書事例集

<https://www.revised-logistics-act-portal.mlit.go.jp/files/pdf/sippers-judgment-criteria-casestudies-book.pdf>



## (参考) よくある質問

### 1. 物流効率化法の努力義務について、具体的には何をすればよいのか。

→ 自らの事業に関する**トラックの利用状況と荷主等の区分**（第一種荷主、第二種荷主等）を**確認の上、努力義務とされている荷待ち時間の短縮、荷役等時間の短縮及び積載効率の向上等に取り組んでください。**

具体的に取り組むべき事項については、判断基準を参照いただき、各事項について、行っている取組の内容又は取組を行わない理由を、対外的に説明できるようにしてください。

### 2. 努力義務の効力はどのようなものか。

→ 努力義務は、可能な方法で取り組む義務であり、**取り組んでも取り組まなくてもよいものではありません。**荷主事業所管大臣は、荷主による努力義務とされる措置の適確な実施を確保するため必要があるときは、判断基準を勘案して指導及び助言をすることができることとなっています。

### 3. 取組を行っていてもトラック・物流Gメンから働きかけ等の指導を受けたが、どのようにすればよいのか。

→ トラック・物流Gメンによる是正指導は、不利益処分に直接繋がるものではありませんが、外部から見てどのような評価があるか、**コミュニケーションを含めどのように対策できるか等を考える機会として受け止めていただき、引き続き違反原因行為の解消に必要な対策を実施してください。**

### 4. 取引先の協力が得られない場合は、どうしたらよいか。

→ 物流効率化法においては、**発着荷主双方に努力義務**が課されているため、これを物流効率化に向けた**協議・協力要請の手がかり**としてください。本制度の周知に国も努めます。

なお、荷主等がトラック事業者の法令違反行為の原因となるおそれのある行為に關与している場合は、トラック・物流Gメンの相談窓口にご連絡いただくことも可能です。

## (参考) よくある質問

### 5. 特定荷主となるかどうかはどのようにして分かるのか。

→ 特定荷主の指定基準重量を上回るかどうかは、**各事業者の責任において判断**しなければなりません。指定基準重量を上回る旨の届出に基づいて、荷主事業所管大臣に特定荷主の指定を行います。

### 6. 重量把握が困難な場合は、どうしたらよいか。

→ 重量の算定方法は、**実測のほか推計も可能**であり、**軽微な貨物の除外規定**もあります。法律・政令・省令の条文に基づき、「**運転者の荷待ち時間等の短縮及び運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加に特に寄与する必要がある者として指定する**」(法第45条第1項)趣旨に則った上で、**各々の事情に応じた対応**を検討ください。(業界内で議論した例もあります。) 算定根拠について、届出に記載する必要はありませんが、説明できるように整理ください。

### 7. 重量把握の期間は任意で設定してよいのか。

→ 届出は、**前年の4月から当年の3月までの1年度間**の重量に基づいて、当年5月末日までに届け出る必要があります。なお、運送状況に変化がない場合は、過去の取扱貨物重量から推計することも考えられます。

### 8. 指定基準以上の取扱貨物重量があるにもかかわらず、特定荷主としての申告が漏れていた場合どのようなことが考えられるのか。

→ 重量算定根拠については、法第50条に基づく報告徴収の可能性があり、また、**故意に届出を怠った場合、法第76条に基づく罰則**の可能性もあります。

調査・公表制度やトラック・物流Gメンの指導で問題が指摘された荷主について、特定荷主二指定されていない場合に、荷主事業所管省庁から当該荷主に対して重量算定根拠の報告徴収を行う、公表されている商品取扱高などが指定基準を超えていないか確認する、などの対応が考えられます。

## (参考) よくある質問

### 9. 物流効率化法に基づく取組に関して、インセンティブ措置はあるのか。

- 今後、物流の需給が厳しくなる中で、運送事業者との取引を維持するために物流効率化への取組は不可欠であり、また物流を効率化・確保できることが事業上の優位性ともなります。  
また、定期報告等に基づき優良事業者を公表する評価・公表制度についても検討中です。

### 10. 本制度に関する相談をしたい場合、どこに相談すればよいのか。

- 重量の届出、物流統括管理者の選任、中長期計画や定期報告の作成等についての相談は、荷主事業所管省庁の窓口等にて受け付けます（解説書、手引きにも記載）。

### 11. 指導、勧告、罰則等について、判断基準を守れなかった際には必ず適用されるのか。

- 全ての貨物自動車運送事業者等、荷主、貨物自動車関連事業者、連鎖化事業者について、努力義務として課された措置の適確な実施を確保するため必要がある場合に、事業所管省庁が判断基準を勘案して指導・助言を行う場合があります。

また、特定事業者については、努力義務として課された措置の実施状況が、中長期計画や定期報告で提出された取組の方針や状況を踏まえ、判断基準に照らして著しく不十分である場合、必要に応じヒアリングで状況を確認した上で、事業所管省庁が当該措置を取るべき旨を勧告する場合があります。勧告に従わなかったときはその旨を公表し、さらに、正当な理由なく措置をとらなかったときは、当該措置を取るべきことを命令することがあります。なお、命令に違反したときには、百万円以下の罰金が科せられます。

### 12. 届出書の作成担当者連絡先について、役職者等である必要はあるのか。

- 役職者であることは必要ありませんが、届出書の補正等をお願いする場合の連絡先となるため、実務をご担当されている方の記載を推奨いたします。

# トラック・物流Gメントップが語る 日本の物流の未来

S P E A K E R

# 指田 徹

国土交通省 物流・自動車局 貨物流通事業課長/  
トラック・物流荷主特別対策室長（トラック・物流Gメン総責任者）

## ➤ 主な経歴

- ◆ H 1 1. 4 運輸省入省
- ◆ H 2 8. 7 国土交通省大臣官房総務課企画官（総合政策局国際）
- ◆ H 2 9. 7 国土交通省大臣官房総務課企画官（鉄道局）
- ◆ H 3 0. 7 国土交通省大臣官房総務課企画官
- ◆ R 元. 7 国土交通省航空局航空ネットワーク部首都圏空港課成田国際空港企画室長
- ◆ R 3. 7 内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）
- ◆ R 5. 7 国土交通省海事局外航課長
- ◆ R 7. 4 国土交通省航空局航空ネットワーク部航空ネットワーク企画課長
- ◆ R 8. 4 国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課長【現職】



## 1. オープニング

## 2. Gメン総責任者が見た“生の課題”

- 着任1か月で見た「2024年問題の本質」
- 改正物流法・トラック適正化2法・取引適正化法の“現場での効き方”

## 3. 外部環境と、今後の対策・展望

- 燃油高騰（イラン情勢）で浮き彫りになった弱点
- 今後の“監視・改善・協働”の方向性

## 4. クロストーク

## 5. クロージング

# 閉会のご案内

## 【事後アンケートへのご協力をお願い】 所要時間:3分～

以下リンクから、簡単なアンケートにご協力ください。  
次回以降に視聴したい内容や、法制度に関する質問を投稿することも可能です。  
メールアドレスをご登録いただくと、次回の開催情報をお届けいたします。

[トラック物流問題解決に向けたオンライン説明会 - フォームに記入する](#)



こちらからもアクセス可能です。

## 【目安箱のご紹介】

国土交通省では、「トラック・物流Gメン」が、悪質な荷主・元請事業者等の是正指導を行っています。  
荷主・元請事業者等による違反原因行為にお困りの場合や荷主等の無許可経営等原因行為の情報がございましたら、目安箱へお寄せください。

[自動車:荷主等の違反原因行為・無許可経営等原因行為の通報窓口について - 国土交通省](#)

本オンライン説明会は毎月1回開催しています。

次回開催日は、[5/26\(火\)14:00～\(担当:関東運輸局\)](#)です。

次回も是非ご参加ください。ご清聴ありがとうございました。